

令和8年2月

奈良県広域水道企業団議会会議録

奈良県広域水道企業団議会

令和8年2月

第3回定例奈良県広域水道企業団議会会議録 第1号

令和8年2月26日(木曜日)午後1時1分開会

---

出席議員(36名)

1番	福西広理	2番	森山賀文
3番	井岡正徳	4番	戸谷仁史
5番	沢田洋子	6番	乾充徳
7番	東川勇夫	8番	大橋基之
10番	西岡次郎	11番	うすい卓也
12番	佐藤太郎	13番	山岡康了
14番	土家靖起	15番	小笠原由子
16番	南満	17番	橋本宏淳
18番	梶井憲子	19番	塩見牧子
20番	木下充啓	21番	筒井寛
22番	亀井雅之	23番	山本隆史
24番	木口屋修三	25番	木澤正男
26番	浅野勉	27番	福山臣尾
28番	松本健	29番	植田昌孝
30番	新澤良文	31番	森川昌彦
32番	牧浦秀俊	33番	小山郁子
35番	杵本光清	36番	辻内正誠
37番	水本昭博	38番	辻本光雄

欠席議員(2名)

9番	榎堀秀樹	34番	谷禎一
----	------	-----	-----

---

説明のため出席した者

企業長	山下真	副企業長	亀田忠彦
副企業長	小紫雅史	副企業長	堀内大造
副企業長	西脇洋貴	副企業長	小澤晃広
事務局長	岡田伸一郎	総務部長	常田淳
事業部長	能登隆	事業部理事	的場一矢

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	橋本一雄	議会事務局書記	乾井宏純
議会事務局書記	兼松良彰	議会事務局書記	中井秋智
議会事務局書記	竹村恵	議会事務局書記	金田梨沙
議会事務局書記	金星智雄	議会事務局書記	窪田陽介
議会事務局書記	平井愛弓		

---

## 議 事 日 程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議長選挙
- 第 5 会期の決定
- 追加第 1 副議長辞職の件
- 追加第 2 副議長選挙

---

○副議長（山本隆史） 定例会開会に当たりまして、あらかじめお断りいたします。  
企業団議会では、現在議長が欠員となっております。  
したがって、議長選挙までの議事進行は、地方自治法第 106 条第 1 項の規定に基づき、議長の職務を代行する私が行います。

---

○副議長（山本隆史） これより、令和 8 年 2 月奈良県広域水道企業団議会定例会を開会します。

企業長から招集の挨拶がありますので、これをお受けします。山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 奈良県広域水道企業団議会 2 月定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会を招集いたしましたところ、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

なお、議場につきまして、今回は橿原市内のホテルでございましたけれども、狭いうえにお金もかかりますので、私から県議会議長にお願いして、この県議会の議場をお借りすることができました。この場を借りて、県議会の議員を含め、皆様方に深く御礼を申し上げます。

また、会期の件でございますけれども、本日一日を想定しておりましたが、予想を超える、一般質問と議案に対する質疑の数がございまして、本日夜 8 時ぐらいまでかかりそうという見込みでございました。理事者側では、私や亀田副企業長をはじめ、夜に公務が入っていた理事者もおられましたので、事務局や議員の皆さんとも相談いたしまして、会期を 2 日間とし、もう一日につきましては、改めて日程調整の上、議員の皆様方にお知らせするという事になった次第でございますので、この場を借りてご報告を申し上げます。

さて、奈良県広域水道企業団は 4 月 1 日から本格的に事業を開始しましたが、30 年に一度ともいわれる少雨による渇水、想定を超える急激な物価高など、想定外の事態に直面をしています。このような中にありましても、議会の皆様からのご意見を賜りながら、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給するという企業団の使命を果たしてまいりたい所存でございます。引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会におきましては、令和 7 年度補正予算案、令和 8 年度当初予算案、条例の改正、公平委員会委員の選任同意などの諸議案につきまして、ご審議いただくこととなっております。どうぞ慎重にご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

開会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本隆史) 新澤議員。

○30番(新澤良文) 今、山下知事のほうからさらっと言われたんですけれども、事前に事務局のほうに尋ねますと公務ということなんですけれども、どういった公務かということ詳しくお話しただけじゃないでしょうか。

これも公務ですよ。一般質問等々が何分かかるっていう、これも事前に想定もできておられたことだと思うんです。これだけの企業団なんだから、時間的なことも想定できていたことだと思うので、それも含めて、後の公務が入っているから、また日程調整ということなんですけれども。

先ほど議運の委員長から聞いたんですけど、議運のときもそういった説明がなく、今日、急遽朝にそういった知事からの説明があったということなんですけれども、それもおかしいですし、ちょっと知事さん、議会を軽視されているんじゃないかなと。

これ、本当に大滝ダムの問題もございまして、喫緊の課題というのはたくさんあるんですよ。そういった中で公務、どういった公務を優先されているのか。後の公務、どういう公務なのか。知事さんにお尋ねしたいんです。さらって言わはったんやけど、皆さん、疑問に思っはると思うんです。

だから、そういったことも丁寧に説明いただけないでしょうか。

(「議場は議長の判断やから、議長があれしたらいいねん」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本隆史) 山下企業長。

○企業長(山下真) これは議事ですか。

(「丁寧に説明する機会があるのか、ないのかという問題やから」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本隆史) 今のは議事ですか。

(「議事進行上の発言でしょう、新澤さん間違っていないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本隆史) 山下企業長、よろしくお願ひします。山下企業長。

○企業長(山下真) 公務の内容について、この場で申し上げる必要はないと考えております。

○副議長(山本隆史) 新澤議員。

○30番(新澤良文) いや、もう押し問答したくはないんやけども、事前に想定できたじゃないですか。これだけの議会、奈良県全域の、それこそ、それぞれの議会から代表して来られるんだから、一般質問の時間も想定できたやろうし、今日一日かかるということも想定できた中で、なぜ後の公務っていうのが。

そうやから、事前にこの議会以外に公務も入っていたということですよ。後から公務を挟まれたということなんです。そっちはどうなんです。

○副議長(山本隆史) 山下企業長。

○企業長(山下真) 前回の議会につきましては、想定の内時間で5時以前に終了したというふうに認識しておりましたので、それを鑑みまして、時間外以降の公務の予定を入れさせていただきました。

○副議長（山本隆史） 新澤議員。

○30番（新澤良文） 今日は8時ぐらいになるというふうな判断を知事さんはされたということですね。前は5時ぐらいで収まったと。だから、今回も5時ぐらいには収まるやろうなというふうな見通しがあったところ、一般質問の数が思っていたよりも多かった。だから、5時以降の公務、挟まった中のことやから、超えてしまうから今日はということですかね。

だから、この一般質問なんか事前通告なので、やられてると思うんですけど、それやったら、大橋委員長、議運は2日前でしたっけ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○30番（新澤良文） 2日前の議運のときに、何でそういう説明をされなかったんですかね。2日間あったら、どんな調整もついたり、説明もちゃんとできたと思うんですけど、何で今日の朝なんですか。そこは、ちょっと説明してください。

○副議長（山本隆史） 山下企業長。

○企業長（山下真） 8時までかかる見込みであるというふうに私が聞いたのは、昨日のことでございます。

（「それはないでしょう」と呼ぶ者あり）

（「ほかの方、これでいいんですか」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本隆史） 木澤議員。

○25番（木澤正男） すみません。私、議会運営委員会委員として、事前に議会運営委員会でお話をさせていただいて、そこにも、何で企業長が公務で今日5時までしか出られないのかという説明はなかったんです。

この間ですね、いろんな議員さんから、前回の一般質問で人数制限をしたことに対して、なぜ制限をするんやという声もあって、今回、県議会の会場をお借りして、制限のない形で受けようということ、運営については確認してきたはずですし、議会事務局のほうから、企業長をはじめ、理事者の皆様に対して、そういう運営で出席を要請されているという理解でいいのか、そこを確認させていただきませんか。

○副議長（山本隆史） 議会事務局長。

○議会事務局長（橋本一雄） 議会事務局の橋本でございます。

直接、知事というよりは、秘書には伝えさせていただいているところでございます。

（「秘書」と呼ぶ者あり）

○議会事務局長（橋本一雄） 秘書を通じて、知事に伝えさせていただいているところでございます。

○副議長（山本隆史） 木澤議員。

○25番（木澤正男） 議会のほうからはきちんと伝えているということで、そちらの連絡不行き届きだったり、不手際だったというふうに思うんです。それに対して、企業長、何のお詫びもなかったんですけれども、それはどうなんですか。

○副議長（山本隆史） 山下企業長。

○企業長（山下真） 私は、秘書から何も聞いておりません。昨日、事務局のほうから、一般質問は9名ですか、質疑が2人、合計11人の方から質問が寄せられているので、終了見込みが8時過ぎということ事務局からお伺いをいたしました。

○副議長（山本隆史） 木澤議員。

○25番（木澤正男） 何度もすみません。

ですから、そちらの不手際ではないんですか。それに対して、何でお詫びも何もないんですか。私知りませんでしたで済むんですか。それはちょっと、納得いかないですね。

（「事務局は報告してるんやろう、秘書に」と呼ぶ者あり）

（「どうなんですか、知事」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本隆史） 木澤議員。

○25番（木澤正男） 議長のほうからも、企業長の先ほど説明あったこと以外に、もうこれ以上発言される意図がないのか、再度確認していただけないでしょうか。

○副議長（山本隆史） 山下企業長、お答えできますでしょうか。山下企業長。

○企業長（山下真） 先ほど言いましたように、昨日通告を受けまして、2通りの案を検討いたしました。公務がある私や亀田市長は公務前に退席をして、あとは残りの理事者の方が職務代理人として議会を続行するという案と、会期を増やすという二つの案を検討したところでございます。

二つの案件を検討いたしまして、昨日の時点では、都合の悪い理事者のほうが退席をし、都合のつく理事者が職務代行者として夜8時以降まで会議をするという案で一旦進めておりましたが、今日になって、会期を二日に分けるというような案にしてはどうかということで、事務局と相談して決めたということになります。

○副議長（山本隆史） 新澤議員。

○30番（新澤良文） だからね、そういったことも含めて何で議運の前に、昨日聞いたということなんですけれども、日程なんかということが一番大事なことなんやから。

先ほどおっしゃっているように、そういったことでそちら側に不手際があったんやから、当たり前のように「いや、ちょっとあと公務が入っていますので、一般質問多いから二日に分けますわ」と言うても、これ、日程調整が大変なんですよ。それぞれ3月議会がありますし、予算もあるという中でのことなんやから。それはまた企業団議員の皆さんに、そういった日程調整も含めてね。

何も謝ってほしいと言っているわけじゃないんやけども、そういう真摯な気持ち、そもそもそういうところが知事は欠けているんじゃないですか。だから、その説明、そもそもこの議会を開くにあたって、議運の前に、どういったことかということも想定された上で議運に臨まれるということも含めてそうなんやけど、それも怠っている。そして、昨日も、自分たちの都合で、昨日聞いたからと言って、こういうふうなことを言うからという、今日の朝、急遽議運の委員を呼んでやね、二つの案を提案したけど、議運の中では二日に分けるということになりましたって、さらっと言わはるんやけど、そんなもん納得できないでしょう。

だから、議運の前に、それこそ想定していた中でやね、いやいや、これ議運の中でそういった議論をするべきところであるしやね。だから、それを当たり前のように言って、二日に分けるようになりましてと言う前に、企業団の方にこれからまた日程調整を含めて、時間もかかるんやから、その辺も含めて説明というか、そういう姿勢で臨んでほしいということをおっしゃっているんですよ。

○副議長（山本隆史） 山下企業長。

○企業長（山下真） 私は議運には出席をしておりませんし、会議を2日間にするというのは、議会運営委員会で決められたことだというふうに認識をしております。

○副議長（山本隆史） 新澤議員。

○30番（新澤良文） いや、わかっていますよ。だからね、議会運営委員会の中で決められたことなんやけれども、議会運営委員会の中で、これ、日程というのは、議会の中の一番大事な初めのことですよね。それを調整しなきゃいけないということなんやから、それこそ2日前に議会運営委員会の中で諮ってもらおうということも含めてやね、そちら側から提案しはったのか。それを昨日聞いたから、今日の朝、急遽言いましてん、これで議会運営委員会で決めたことなのとおっしゃるけど、それもあんまり、不誠実な答弁じゃないですか。

いや、今こんなことをやっている場合じゃないんですよ。皆さん忙しいんですよ。だからね、もうちょっと謙虚な姿勢で議会に臨んでくださいよ。笑っている場合じゃないでしょう。知事、来年選挙ですよ。県民は、そういった姿勢を見えていますよ。

だから、そういったところも丁寧に、この議会ということに対する重要性ということも含めてね、知事さんはどういったことに思っているかってみんな見えていますよ。これ、また日程調整しやなあかんのですよ。そういったことも含めて、もう一度、謙虚な姿勢で説明をしてほしいということ言うてるんですよ。

だから、議運が決めたことやから私は知りませんやんかというような答弁やけど、そうじゃないでしょっていうことを言っているんです。

知事、これ以上は答弁されないんですか。

○副議長（山本隆史） 山下企業長、お答えできますか。山下企業長。

○企業長（山下真） 何度も同じことを申し上げておりますけれども、議会の日程については議会運営委員会で決められたものと認識をしております。

○副議長（山本隆史） 大橋議員。

○8番（大橋基之） すみません。恐れ入ります。議会運営委員会の大橋でございます。

今朝9時ぐらいに連絡がございまして、企業団企業長が公務がございまして、5時半以降は退席されますというふうな話がありましたので、急遽少し早めに、この県議会のところに来させていただきまして、話をさせていただきました。

内容等は、どういうふうな内容で公務があると、局長とも話していたんですけど、公務はこれもしっかりとした公務ですよ。

（「公務です」と呼ぶ者あり）

○8番（大橋基之） 今、湧水が続いている中で、本日から規制のほうもされます。そういうふうな一番の命の水という、そういうふうな会議のところで、なぜ、ある程度ね、議案、そしてまた、いろいろな進行状態というのを企業長がご存じないというのはちょっと不思議なことですよ。知事、思いませんか。

それはね、聞いてない、聞いているはもういいんですけど、ただ、議運で決めたことは、そういうふうな報告は受けましたので、もうそれだったら、ある程度やっぱり5時半ぐらいで退席されるなら、一般質問の方も途中で終わると。議案審議のほうもできない。それだったら、やっぱりある程度失礼になると。だったら、企業長のほうが冒頭の挨拶で、どういうふうな理由で公務があるかというふうなことを話をしていただけると

いうふうなことがあったので、それが、亀田市長が5時半以降に公務があるからと。その辺の理由はちょっとやっぱり違うかなということも思っているんですけど、それだったら初めに、議会のほうに、議会運営委員会のほうに報告をもらわなあかんと。だけど、企業長のほうが、自分が公務があるので退席する、それだけしか聞いてないので、内容がちょっと違うんですよね。違った内容で進められておりますので、それだったらまた議運の中の話も違うと思います。ある程度やっぱり全議員の配慮のほうもあって、いろんなことを考えまして、こういう案はどうですか。企業長が説明をするというならば、今日正副議長の選挙、選任が終わり次第、もう議会のほうは閉じるようにしたほうがいいんじゃないですかと。それから、4月までにしっかりとまた日程調整して、みんなでもまた集まってもらわなだめなんですけど、そこで最終的にはもう決定したほうがいいんじゃないですかというふうなことでなって、それで報告になったんですが。

今日の日程等を企業長が全然知らないということ、ちょっとあれなんですけど、全く知らされてなかったんですか。今日1日の、どうなんですかね。

○副議長（山本隆史） 山下企業長。

○企業長（山下真） 経緯については先ほど来、何度も申し上げているとおりで、夜8時以降までかかるということは昨日事務局から聞きました。そして、夜8時以降の予定について、私と亀田副企業長は予定があるということで、もし今日続行する場合には、小紫副企業長に職務代行者として、趣旨説明や答弁等を代わってもらうという予定をしておりました。

今朝になりまして、会期を改めて別日程で設けるほうがよいのではないかということを経済局と協議して議運に諮り、そして、もう一日、会期を設けるというふうに決まったというふうに報告は受けております。

今、副企業長らとこの場で協議させていただきましたが、もう夕方以降の、私や亀田副企業長の公務はキャンセルさせていただきますので、本日、夜、何時までかかってでも本議会に臨みたいというふうに思っておりますので、改めて議運を開催して、その旨、会期を決定していただければと思います。

○副議長（山本隆史） 暫時休憩します。

○午後1時21分休憩

---

○午後1時57分再開

○副議長（山本隆史） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議会運営委員会、大橋委員長より報告を求めます。

○8番（大橋基之）（登壇） 恐れ入ります。議会運営委員会の委員長でございます。

先ほど休憩しながら、また議会運営委員会を開かさせていただきました。

結論をいいますと、企業長の公務というところで、議会運営委員会ではやはり配慮し、いろんな状況も鑑みながら、やはり正副議長の選任が終われば終了すると。議運のほうで決定はなっておりますので、それを重視しまして、そういう形でさせていただきます。

あまりこの場でいろんなことを言えば、また長期化するのでね、そのぐらいにしておきますが、やはりいろんな連絡というのは大事なことで、なかなか意思の疎通も本当にしっかりと連絡をとらないとできない。そういった形になっておりますので、今回は、

議運も悪いかもわかりません。事務局もまた悪いかもわかりませんが、それを束ねる企業長は全体的なことをもう少し把握をしてほしいと、そういった願いがございます。

何も悪いとは言っていないですよ。しっかりと形に表しながら、誰もが納得して、ちゃんと議論する、そういうふうな場を持ちたい。それが私たち議会、議会運営委員会、そういうようなことで思っております。

しっかりと情報の共有、そしてまた決定事項の共有も、これからはしっかり始めながら、こういうことがないように、やはり奈良県全体に近い広域水道企業団でございます。これからどんどん数の少ない、合併になる、そういう流れになっているんですけど、そういう一番大事な広域の議会の中で、こういうふうに紛糾するというのは間違っているかなということも思っておりますので、議会で、議運で決定したことを、今回は進めさせていただき、そしてまた、先ほど言いました、正副議長の指名推選が終わった時点で散会をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○副議長（山本隆史） 山下企業長。

○企業長（山下真） ご配慮いただきまして、ありがとうございます。

しかしながら、私、休憩時間の間に既に夜の公務のほうはキャンセルをさせていただきまして、私の日程に配慮していただく必要はございません。

渇水対策について、緊急に議論すべきだという議会の議員のご意見を踏まえまして、私も夜の予定をキャンセルするものとする判断した次第でございます。渇水対策について、早急に審議するため、ぜひとも、私としましては本日中に渇水対策を含む県民の喫緊の課題について、ご議論を賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（山本隆史） 新澤議員。

○30番（新澤良文） 今さらそんなこと言うてもあれですし、この議会というものの重要性というのをもっと知事には認識していただいね。

○企業長（山下真） 重要だと思ったので、夜の予定をキャンセルしましたよ。

○30番（新澤良文） わかってますやん。じゃあ、前日にね、この議会の日程を聞いて、当日に議運に諮って、いやいやあのと言うんじゃなしに、もっとこの議会までに準備をしていただかないと、ということですよ。

だから、今後はそういった形でね、この議会の重要性というのをもっと知事には企業団の代表として認識していただいて、この議会に対しての準備をきっちりやってもらった上で、やっていただきたいということを申し上げさせていただきます。

○副議長（山本隆史） 山下企業長。

○企業長（山下真） ということは、やっぱり質問の通告日をですね、1週間前とか、かなり前倒しをさせていただいて、議会日程については柔軟に対応できるようにすべきではないかと思えます。

例えば、会議をあらかじめ二日ないし三日設けた上で、質問の通告日を1週間前とか10日前にさせていただいて、その上で、一日で終わらないような場合には二日あるいは三日にするとか、そういった形でですね、何事もその前倒し前倒しでやるべきではないかというふうに思います。

ですから、質問の通告日の前倒しにつきましては、ぜひとも議会議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、やはり私は渇水対策等について、

早急に議論すべきであるという議会の強い意向に配慮して、既に夜の公務はキャンセルしましたので、本日の審議を改めてお願い申し上げるものでございます。

○副議長（山本隆史） 新澤議員。

○30番（新澤良文） いやいや、もう被せて被せてしてても、しゃあないからね。

○企業長（山下真） 被せているのは、新澤さんですよ。

○30番（新澤良文） いや、違いますよ。知事が認めたらいいだけの話ですよ。この議会が重要だということも含めてね、それは申し訳ございませんでしたと、謝らんかってええ。今後はそういった形でちゃんと準備してやっていきますということを一言言うたらええだけのことやのに、それをもう被せて被せてくるから、余計にこんなことになるんじゃないですか。

だから、議運の決定事項というのはあれなんで、どうするかと。どうなんですか、皆さん。このままで議会、僕はいいですけど、自分は12時まででも、明日まででもやってもいいんやけど。

○企業長（山下真） そうしましょうよ。

（「議運で決めたんちゃうのか」と呼ぶ者あり）

○30番（新澤良文） 議運では、どないなったんですか。

○企業長（山下真） 渇水対策、議論しましょうよ。

○30番（新澤良文） 議長、暫時休憩や。

○副議長（山本隆史） 暫時休憩します。

○午後2時4分休憩

---

○午後2時6分再開

○副議長（山本隆史） 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど、議会運営委員会委員長の大橋委員長より報告をいただきましたとおり、そのまま議会を進行させていただきます。

（「異議なし」の声起こる）

○副議長（山本隆史） それでは、議事進行をまいります。

---

○副議長（山本隆史） ただいまの出席議員は36名ですので、本日の会議は成立しております。

なお、出席を求めた理事者のうち、副企業長である大和郡山市長が欠席していますので、ご報告いたします。

---

○副議長（山本隆史） 日程第1 議席の指定を行います。

当企業団議会11月定例会以降に構成団体の議会から選出された議員の議席については、奈良県広域水道企業団議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいまご着席の議席とします。

---

○副議長（山本隆史） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第83条の規定により、

17番 橋本宏淳 議員  
20番 木下充啓 議員  
22番 亀井雅之 議員

を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

---

○副議長（山本隆史） 次に、議会運営委員会委員について、さきの11月定例会において、議長が指名した大和高田市議会選出の南幾一郎議員が、閉会中に企業団議員ではなくなったため、奈良県広域水道企業団議会運営委員会条例第4条第1項の規定に基づき、新たに大和高田市議会選出の戸谷仁史議員が、議会運営委員会委員に指名されましたので、同条例第4条第3項の規定に基づき、報告します。

なお、現在の議会運営委員会委員名簿をお手元に配付しておりますので、ご了承願ひます。

次に、議会運営委員会の閉会中審査の状況について、議会運営委員会の大橋委員長より報告があります。——大橋議会運営委員会委員長。

○8番（大橋基之）（登壇） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会を代表いたしまして報告をさせていただきます。

まず、令和8年1月9日には、会期等を議題として開催、この際、令和8年2月26日午後1時から、県議会本会議場で開催し、会期を1日間と決定いたしました。

令和8年2月2日には、奈良県広域水道企業団議会会議規則の改正案、議会運営に関する申し合わせ事項の改正案、2月定例会の議事日程を議題として開催いたしました。会議規則については、会議時間を柔軟に決定できるように措置し、2月定例会に提出する旨決定したところでございます。議会運営に関する申し合わせ事項については、議会運営委員会を設置したこと、一般質問の受付を随時としたこと、討論について定例会の当日でなければ発言の有無が決定できない場合があること等から、所要の改正を行うため協議しましたが、結論に至らず、再度協議することにいたしました。議事日程については、議長選挙、副議長選挙を行った上で、委員会提案議案1件、一般質問、企業長から提出される予算案2件、条例案1件、同意人事案1件、報告1件の順に議題とすることと決定いたしました。

2月20日には、2月定例会で行われる質疑、質問について確認し、重複がないことを確認するとともに、結論が出ていなかった議会運営に関する申し合わせ事項について再度協議し、決定に至りました。

また、本日午前11時から、本日の2月定例会の議事進行等を再度確認したところでございます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

---

○副議長（山本隆史） 次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明のための議場へ出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願ひます。

次に、監査委員から、現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願ひます。

---

○副議長（山本隆史） これより、日程第4 議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○副議長（山本隆史） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、副議長が指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○副議長（山本隆史） ご異議がないものと認め、副議長が指名することに決しました。

議長に、16番、南満議員を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま指名しました南満議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○副議長（山本隆史） ご異議がないものと認めます。

よって、ただいま指名されました南議員が議長に当選されました。

南満議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

ただいまから、南満議員より、議長就任のご挨拶があります。——南議長。

○議長（南満）（登壇） ただいま皆様方のご推挙によりまして、企業団議長に就任をさせていただきますことになりました、御所市の南でございます。

円滑な議会運営はもとより、企業団繁栄のため、しっかりと職務を全うしてまいり所存でございます。議員各位の皆様方におかれましては、今まで以上にご理解、ご協力を賜りたく存じます。

さて、本定例会、会議なんですけれども、冒頭時、紛糾気味でございました。皆さん方も、日程を合わせるのに非常にご苦勞されたことであろうというふうに思います。企業長におかれましても、知事という立場柄、いろんな公務等であろうかというふうに思いますけれども、しっかりと我々は住民の皆様方のことを考えながら議論を交わしていく、それがこの議会でございますので、引き続き円滑に対応できるように、ご協力のほうを賜りたいなというふうに思います。議員の皆様方にも、ご協力のほうを重ねてお願いをするわけでございます。

長々と話しましたけれども、しっかりと職責を全うしてまいりますので、最後までよろしくお願いを申し上げ、簡単でございますけれども、就任の挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。（拍手）

---

（議長南満、副議長山本隆史に代わり議長席に着く）

○議長（南満） 次に、日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、一日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(南満) ご異議がないと認め……。

(「異議なしじゃないよな」と呼ぶ者あり)

○議長(南満) 暫時休憩します。

○午後2時15分休憩

---

○午後2時16分再開

○議長(南満) 会議を再開いたします。

次に、日程第5 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は本日から3月31日、33日間とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(南満) ご異議がないものと認め、会期は本日から3月31日、33日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○午後2時17分休憩

---

○午後2時39分再開

○議長(南満) 会議を再開いたします。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(南満) 21番筒井議員。

○21番(筒井寛) 21番、筒井です。

議長にお願いがございます。本日開会以降、何度もあったことでありますが、何も知らされずに休憩に入り、何も知らされずに待っている時間が大変長くございます。

もちろん我々も素人ではありませんので、例えば、今議運が行われていたんだろという推測は成り立つわけではありますが、それは知らされていないということでもありますので、せめて今何が行われ、そのために暫時休憩しますというようなアナウンスはしていただけないでしょうか。

さらに、時間についても、当然何分かかるかわからないということではありますが、しかし、無制限にやるのではなく、例えば20分から25分、20分なら20分と切っただいて、例えば2時40分再開予定とかいうように切っただいて、休憩についてもそのように進行していただきたいというふうに考えておるわけではありますが、お願いできませんでしょうか。

○議長(南満) ただいま筒井議員のほうからのご指摘でございます。議会運営のところにおきまして、大変申し訳なく思っております。しっかりと、このようなことがないように運用させていただきたいというふうに思います。また、アナウンスもさせていただきたいと思いますので、引き続きのご理解をよろしくお願いをいたします。

---

○議長(南満) 議事のほうに戻らせていただきたいというふうに思います。

山本隆史副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(南満) ご異議がないようでございますので、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

追加日程第1 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山本隆史議員の退場を求めます。

(副議長山本隆史退場)

○議長(南満) 辞職願については、お手元の配付をもって朗読に代えさせていただきますので、ご了承願いたいというふうに思います。

お諮りします。

山本隆史議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(南満) 異議なしと認めます。

したがって、山本隆史議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山本隆史議員の入場を許します。

(議員山本隆史入場)

○議長(南満) 山本議員より、副議長退任のご挨拶がございます。——山本議員。

○23番(山本隆史)(登壇) 副議長の退任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

1年という短い任期ではございましたが、本日まで、議会進行につきましては、各議員の皆様方の深いご理解とご協力を賜りながら、そして、山下企業長、また副企業長の皆様、そして理事者の皆様、最後は議会事務局の皆様からのご尽力を賜り、スムーズに進行することができましたことを、厚く御礼申し上げます。

今日の議会につきましては、前半で大変申し訳なく思っております。

退任後も一議員としまして、皆様方とともに、県民の皆様々に安心して安全で安定的な水道水が提供できますよう、さらに議会としてのチェック機能の向上に努めてまいりたいと思っております。

引き続き、皆様方からのご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

---

○議長(南満) ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(南満) ご異議がないようですので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行います。

追加日程第2 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(南満) ご異議がないものと認め、選挙の方法は指名推選で行います。  
お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(南満) ご異議がないものと認め、議長が指名することに決しました。  
副議長に、24番、木口屋修三議員を指名いたしたいと思います。  
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました木口屋修三議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○議長(南満) ご異議がないようでございますので、ただいま指名いたしました木口屋修三議員が副議長に当選されました。

木口屋修三議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

ただいまから、木口屋修三議員より、副議長就任のご挨拶があります。——木口屋議員。

○24番(木口屋修三)(登壇) ただいま議員各位のご推挙によりまして、副議長に就任することになりました三郷町議会の木口屋でございます。一言ご挨拶を申し上げます。  
議長を補佐し、円滑な議会運営を行えますよう努めてまいりたいと存じますので、何とぞ皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。(拍手)

---

○議長(南満) 以上をもちまして、本日の案件を議了いたしましたので、本日は散会いたします。

お疲れさまでございました。

○午後3時23分散会

令和8年2月

第3回定例奈良県広域水道企業団議会会議録 第2号

令和8年3月31日(火曜日)午後1時開議

---

出席議員(37名)

1番	福西広理	2番	森山賀文
3番	井岡正徳	4番	戸谷仁史
5番	沢田洋子	6番	乾充徳
7番	東川勇夫	8番	大橋基之
9番	榎堀秀樹	10番	石井ひとあき
11番	神田眞美	12番	うすい卓也
13番	山岡康了	14番	土家靖起
15番	小笠原由子	16番	南満
17番	橋本宏淳	18番	梶井憲子
19番	塩見牧子	20番	木下充啓
21番	筒井寛	22番	亀井雅之
23番	山本隆史	24番	木口屋修三
25番	木澤正男	26番	浅野勉
27番	福山臣尾	28番	松本健
30番	新澤良文	31番	森川昌彦
32番	牧浦秀俊	33番	小山郁子
34番	谷禎一	35番	杵本光清
36番	辻内正誠	37番	水本昭博
38番	辻本光雄		

欠席議員(1名)

29番 植田昌孝

---

説明のため出席した者

企業長	山下真	副企業長	亀田忠彦
副企業長	小紫雅史	副企業長	上田清
副企業長	西脇洋貴	副企業長	小澤晃広
事務局長	岡田伸一郎	総務部長	常田淳
事業部長	能登隆	事業部理事	的場一矢

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	橋本一雄	議会事務局書記	乾井宏純
議会事務局書記	兼松良彰	議会事務局書記	中井秋智
議会事務局書記	竹村恵	議会事務局書記	金田梨沙

---

## 議 事 日 程

- 第1 議席の指定
- 第2 諸報告
- 第3 <令和7年度議案>  
委員会提案議第1号 奈良県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則
- 第4 一般質問
- 第5 <令和7年度議案>  
議第40号 奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）
- 第6 <令和8年度議案>  
議第1号 令和8年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算
- 第7 <令和7年度議案>  
議第41号 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 <令和7年度議案>  
議第42号 奈良県広域水道企業団公平委員会委員の選任について
- 第9 <令和7年度議案>  
報第8号 放棄した債権の報告について
- 

○議長（南満） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は36名ですので、本日の会議は成立しております。

なお、出席を求めた理事者のうち、副企業長であります大和高田市長が欠席しておりますので、ご報告申し上げます。

---

○議長（南満） 日程第1 議席の指定を行います。

3月2日に、橿原市議会の役員選挙に伴い、当企業団議会議員に神田眞美議員及び石井ひとあき議員が新たに選出され、うすい卓也議員が引き続き選出されましたことに伴い、これらの議員の議席については、奈良県広域水道企業団議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいまご着席の議席といたします。

---

○議長（南満） 次に、本日の会議について、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため議場に出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○議長（南満） 次に、議会運営委員会委員長から報告があります。——大橋議会運営委員会委員長。

○8番（大橋基之）（登壇） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会を代表いたしまして報告をさせていただきます。

まず、令和8年3月12日には、本定例会2日目の開催日程を議題として開催し、定例会2日目は令和8年3月31日午後1時から、県議会本会議場で開催することといたしました。その際、予備日として4月2日または4月8日で調整することとし、調整の

結果、予備日を4月2日とし、議員の皆様は昨日お知らせしたところでございます。また、議事日程についても協議し、令和7年度補正予算と令和8年度当初予算について、補正予算に経費計上されている事業すべてについて、令和8年度当初予算においてその継続費が計上されていることから、相互に密接に関連する議案として一括議題とすることにいたしました。あわせて、今後の議会運営についての意見交換をし、定例会の年間スケジュールをあらかじめ定めること、定例会に予備日を設けること等を確認しました。

令和8年3月24日に開催した委員会では、5月臨時会の日程を協議し、5月20日午後1時とすることを決定いたしました。また、議会運営に関する意見交換も行いました。

また、本日午前11時から、定例会の議事進行について確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会の活動報告を終わります。

---

○議長（南満） 次に、本日、議会運営委員会委員長から議案1件、企業長から議案5件が提出されました。

議案送付文の写し及び議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○議長（南満） 次に、日程第3 委員会提案議第1号 奈良県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案者であります大橋基之議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。——大橋基之委員長。

○8番（大橋基之）（登壇） ただいま提出いたしました議案について、その概要の説明をいたします。

委員会提出議案第1号、奈良県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則です。現行の会議規則では、第9条第1項において、会議時間は1時から5時までとされており、その変更は議会開会中に限られています。

当企業団の議員の皆様は、構成団体議会の他にも、他の一部事務組合等の議員を兼ねられている場合がありますが、特に2月定例会では、議会開会日が重なることもございます。そのような状況に鑑み、今回の改正案では、議会閉会中であっても、会議時間を変更することができるように措置しております。これにより、多くの議員に出席していただき、当企業団議会における活発な議論に資するものと考えます。

以上が今回提出した議案の提案理由です。どうぞよろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南満） これより質疑、討論に入ります。

この場合、質疑、討論の通告はございません。

お諮りいたします。

これで質疑及び討論を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（南満） ご異議がないものと認め、質疑及び討論を終結いたします。

それでは、委員会提案議第1号を採決いたします。

採決は、会議規則第57条第1項の規定による起立による採決で行います。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（南満） 起立総数です。

お座りください。

よって、委員会提案議第1号は原案のとおり決しました。

---

○議長（南満） 次に、日程第4 一般質問を行います。

質問通告が9件ございます。

お手元に配付しております一般質問通告一覧表に従って、発言を許します。

1回目の質問は壇上で、再質問は自席からご発言をお願いいたします。

質問者それぞれの発言時間は、後の議事で行う質疑と合わせて15分、答弁を合わせておおむね30分以内としていただくようお願いいたします。

また、議事の進行を円滑にするために、質問者、答弁者におかれましては、簡潔にご発言をいただくようお願いいたします。

質問の順番は、議会運営に関する申し合わせ事項により、議席番号順といたします。

なお、本日の一般質問は4時間を超える可能性がございますので、2時間に1回程度、休憩を入れさせていただきたいというふうに思います。あらかじめご了承願います。

それでは初めに、17番橋本宏淳議員の質問を許します。——17番橋本議員。

○17番（橋本宏淳）（登壇） それでは、議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。大きく二つ、一つ目の質問から参ります。

一つ目、工事及び委託業務等の発注基準の整備状況について伺います。

現在、工事や委託業務の発注は、奈良県及び構成団体である市町村ごとの発注基準により発注されていると認識をしていますが、令和11年4月からは、奈良県広域水道企業団として、発注基準を統一化して工事や委託業務を発注されるというふうに認識をしています。

発注基準の統一化につきまして、発注のエリア、本店・支店等の地域区分、発注金額等や企業規模によるランク分け、発注の工種、また、工事の実績の考え方について、現在の検討、協議の進捗状況はどうなっているか、お伺いします。具体的なプロセスやスケジュールがあれば、一緒にお示しいただきたいと思います。

次、二つ目の質問です。

漏水等の応急復旧業務について、昨今、埋設管の老朽化等で漏水が各地で発生している状況があると思います。この漏水等の応急復旧業務につきまして、今までは各構成団体での対応だったと認識をしていますが、現在はどのように対応しているのかお聞かせください。また、今後の漏水対応についてはどのようにしていくのか、方針等があれば、お伺いしたいと思います。

次回からは、自席にて質問をさせていただきます。

○議長（南満） 常田総務部長。

○総務部長（常田淳）（登壇） 17番橋本議員のご質問にお答えいたします。

工事、委託業務等の発注基準の統一につきまして、ご質問いただきました。議員お述

べのように、令和11年4月から、企業団として発注基準等を統一し、運用する予定に  
してございます。現在、その発注基準の統一化につきましては、公平性、公正性、透明  
性を確保した制度設計を進めるべく、検討協議を進めておるところでございます。

なお、スケジュールについてもお尋ねいただきましたけれども、方針を整理した上で、  
令和8年度中に企業団議会にご報告申し上げたいというふうに考えてございます。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆）（登壇） 17番橋本議員のご質問にお答えいたします。

私へのご質問ですが、漏水等の応急復旧業務についてということでございます。お答  
えさせていただきます。

令和7年4月の事業開始以降、大半は、当該市町村内の地元水道工事業者等が対応し  
ている状況でございます。今後の対応につきましても、地元水道工事業者等に対応して  
いただきたいと思いますと考えているところでございます。

ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 17番橋本議員。

○17番（橋本宏淳） まず一つ目について、質問をさせていただきたいと思えます。

統一した基準、数ある市町村の中で共通していくのはかなり難しいという認識はして  
いるんですけども、令和11年4月という期限がある中で、これ、事業者さんであつた  
りとか、組合さんであつたり、何か企業団のほうにどないなっているかという問い合わ  
せは、今のところないのでしょうか。

○議長（南満） 常田総務部長。

○総務部長（常田淳） お答えいたします。

業者さんあるいは組合さんのほうからは、ご意見あるいはご質問等頂いている状況で  
ございます。複数の団体さんから頂いております。

以上でございます。

○議長（南満） 17番橋本議員。

○17番（橋本宏淳） 私も、企業さんであつたり、個別にですけど、いつに決まるん  
ですかという問い合わせを頂いております。それでこの質問をさせていただいているん  
ですけども、これ、令和11年4月のスタートでいきますと、企業さんでいくと、今  
最初にちょっと質問させていただきましたエリアとか、指定のランク分け等々のお答  
えがないということは、多分すべて協議中であるという認識はするんですけども、  
であれば、工種だけでも決まっているようなことはないのでしょうか。発注工種ですね。

○議長（南満） 常田総務部長。

○総務部長（常田淳） 工事につきましては、管路工事の発注につきましては、水道施設  
工事で統一するという方向で考えてございます。

以上でございます。

○議長（南満） 17番橋本議員。

○17番（橋本宏淳） なかなかね、全部整理して発表したいところではあると思うん  
ですけども、企業さんからしますと、決算時期であつたり、指名願、経営事項審査等の申  
請がある中で、工種もわからなければ備えもできないというところかなと思っておま

す。ですので、質問の趣旨としましては、8年度中に議会に提示しますというお答えをいただいたんですけども、できる限り早期にさせていただいて、また、議会のみならず、業者さんのほうにもできるだけ早めの情報の開示をお願いしたいと思います。

1問目が終わりました、2問目ですね。漏水対策ですけども、こちらも各構成団体、市町村等でいただいているということですけども、これ、各市町村で、水道管、物が違ったり、つなぎ方が違ったり、基準も大分違うと思うんですけど、この辺の統一化というものは、今後進められるのでしょうか。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆） 漏水の復旧対応の基準についてでございますが、基準は統一したいと考えております。

○議長（南満） 17番橋本議員。

○17番（橋本宏淳） こちらも、すごい数の協議をする必要があるかなと思っているんですけども、令和11年4月以降、企業団としての統一したルールの中に、この漏水対応の部分も入ってくるかなと思うんです。

ちなみに、これ、今構成団体の中で、漏水対応がなかなか、業者さんの関係だったり、企業さんが少ないとかで対応できていないというようなところがあるかどうかというのは把握されていますでしょうか。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆） 漏水対応の業者数といいますか、対応状況についてですが、今業者の対応数につきましては、現在のところ、一応復旧対応は行えている体制にはなっているかなと認識しているところでございますが、現状、市町村によりましては、対応していただける業者さんの数が減少傾向になってございます。そういったところについては、今後懸念しているというところで認識しているところでございます。

そういった状況の中で、これからそういった対応につきましては、各事務所、それから関係団体の方々と意見を交換しながら、そういった対応業者の減少の原因はどうなっているのかというところ、それから、他府県も同じような状況であると聞いておりますので、そちらのほうを参考にさせていただきながら、適切に対応できるよう今後進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（南満） 17番橋本議員。

○17番（橋本宏淳） 今言っていたように、ヒアリングというのを実施していただきたいなと思います。

なかなか一市、一町、一村で対応するのが難しいというふうにはなっているのかなと認識はしております、この点でいきますと統合するメリットも出てくる部分もあると思うんですけども、ただ、その中でやはり地元は地元がよく知っているというところもあると思いますので、ブレーキかアクセルかみたいでなかなか難しいですけども、まずは関係のところしっかりとヒアリングをしていただいて、実態把握をしていただきたいと思います。

水道企業団も、また行政も同じだと思うんですけども、計画的に事業を進めるためには、事業を実施してもらって受け皿、事業者があることが不可欠であろうかと思っております。

私も業者さんからお話を聞いていますと、人手不足、職人の高齢化、働き方改革の対応、そもそも担い手不足で会社を続けられるのかという弊害も出てきているのかなと思います。その中で、公共調達、公共工事の果たすべき役割は大きいとっておりますので、企業団と事業者が一緒になって事業を進めていただくことをお願いして、質問のほうを終わります。

ありがとうございました。

---

○議長（南満） 続いて、順位に従い、18番梶井憲子議員の質問を許します。——18番梶井議員。

○18番（梶井憲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、一般質問を行います。

今回は、水道基本料金の減免策について質問を行います。

令和7年11月議会において、国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を活用し、企業団として、構成市町村すべての水道基本料金の一斉減免策を実施することについて、一般質問がありました。質問に対し、企業長からは、各構成市町村すべてにおいて、予算計上した上、減免するという議決が必要であり、それを踏まえて、企業団として減免を実施できるという旨の答弁がありました。実際に減免を実施しようとした場合、各市町村すべての議会の議決を得るのに、相当な時間を要すること、また、1団体でも議決が得られなければ実施できないということから、企業団としての実施は容易ではないと思われまます。

水道基本料金の減免は、企業団設立前までは、国からの臨時交付金の活用にあたって、商品券の発行などに比べると、余計な事務経費がかからず、効果的に市民生活を支援できることから、多くの市町村で実施されてきたものです。このことから、希望する構成団体があれば、市町村ごとに水道基本料金の減免を実施できるようにご検討いただきたいと考えますが、企業団の見解をお尋ねいたします。

減免策については、正副企業長会議等で検討の上、必要に応じて運営協議会に諮ってまいりたいとの答弁もございましたので、ご検討いただいているところかとは思いますが、現在どのような方向で検討が進められているのでしょうか。また、検討する中で、各市町村の負担金等について、どのような課題があるのかをお尋ねいたします。

登壇しての質問は、以上でございます。2回目からは、自席にて行います。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） それでは、梶井議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後、今回の重点支援地方交付金と同様の交付金があった場合の水道料金の減免への活用につきましては、11月議会終了後に、正副企業長会議や運営協議会において協議した結果、各市町村の意向に基づき、個別に減免を実施する方針となりました。

実施に際しましては、前回議会での答弁のとおり、各市町村から所要の財源を企業団に繰入れする旨の議決をいただく必要がございます。

また、実務的には、例えば減免対象者の抽出や料金システムの改修に所要の費用と時間が発生する見通しであります。

答弁は以上です。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 18番梶井議員。

- 18番（梶井憲子） 既に前回の11月議会以降、市町村ごとの基本料金減免の対応を検討されているというご答弁をいただきました。次に国から物価高騰対策などの臨時交付金が下りてきた場合には、希望する市町村があれば、対応できるということで間違いないでしょうか。
- 議長（南満） 山下企業長。
- 企業長（山下真） はい。そうしたいと思っておりますが、先ほど申しましたように、料金システムの改修に所要の時間が発生する見通しでございますので、それが間に合えばということになるかと思えます。
- 議長（南満） 18番梶井議員。
- 18番（梶井憲子） それでは、市町村が負担するそのシステム改修に係る費用というのが、どれぐらいかかるか、お聞きいたします。
- また、一度にたくさんの市町村が手を挙げた場合にも対応が大丈夫なのかというところ、システム改修にどれぐらいの日数を要するのか、その辺りの詳細をお聞かせいただけますでしょうか。
- 議長（南満） 山下企業長。
- 企業長（山下真） システム改修費用につきましては、各市町村における減免対象者の抽出希望などにより変動するため、現時点ではわかりません。
- 議長（南満） 18番梶井議員。
- 18番（梶井憲子） 費用については、市町村により違うということですが、多数の市町村が交付金が下りたときに手を挙げても、対応は大丈夫ということなんでしょうか。
- 議長（南満） 山下企業長。
- 企業長（山下真） システム改修費用については、その減免を希望される市町村にご負担いただくこととなりますので、市町村のほうで、そのシステム改修費を負担しても減免するかどうかということをご判断されるものと考えております。
- 議長（南満） 18番梶井議員。
- 18番（梶井憲子） 各市町村の判断ということですが、では、今回の検討の結果というのはいつ頃決まって、各市町村への周知というのはもう既にされているのでしょうか。
- 議長（南満） 山下企業長。
- 企業長（山下真） 2月の運営協議会におきまして、個別に減免する旨を決定したところで、今後改めて正式に通知をしたいというふうに思います。
- 議長（南満） 18番梶井議員。
- 18番（梶井憲子） これ、生駒市議会でも、この物価高騰対策の交付金の活用について、議会のほうでも話が出ておりました。水道基本料金を減免できないのかという声もありましたので、今回質問させていただいているんですけれども、この議会への報告というのをいつされる予定だったのかというのは、わかりますでしょうか。いつ報告される予定だったのか。
- 議長（南満） 山下企業長。
- 企業長（山下真） 市町村議会への報告は、各首長さんにおいて然るべき時期をご判断されるものと認識しております。

○議長（南満） 18番梶井議員。

○18番（梶井憲子） これは、私たち議員に直接周知されることではなく、各市町村の首長から周知されるという内容なんでしょうか。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） 先ほど申しましたように、国からの交付金を財源として、それを水道料金の減免に充てるかどうかということは、それは各構成市町村がご判断されることでございますので、企業団においてそういう方針が示されたということを受けて、各首長さんが各市町村議会に周知されるものだと認識をしております。

○議長（南満） 18番梶井議員。

○18番（梶井憲子） 各市町村から出て来られているこの議員なんですけれども、議員の皆さんも、これ、自分のところでできるのだろうか、どうやろうかというところがわからないまま今日に至っていることだと思うんです。今後は、議会への報告も、ぜひ併せてお願いしたいと思うところです。

水道基本料金の減免が可能となったということは確認できましたので、本日の質問はここまでで結構ですけれども、今後、円滑に実施できるようにご準備のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

---

○議長（南満） 続いて、順位に従い、21番筒井寛議員の質問を許します。——21番筒井議員。

○21番（筒井寛）（登壇） 香芝市議会の筒井でございます。よろしくお願いたします。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。今回の質問は、奈良県広域水道企業団基本計画の4組織・職員の（2）職員のところで示されている内容について質問するものであります。

奈良県広域水道企業団は、奈良県と県内26の市町村で構成され、令和7年4月から水道事業等を開始したものであります。その水道事業等の統合に関する基本協定書では、第4条に基本的合意として、「関係団体は、別途策定する奈良県広域水道企業団基本計画の内容に合意する」とされており、その基本計画の4組織・職員の（2）職員の項目のところでは、「企業団の職員は、企業団設立後当分の間、企業団構成団体からの派遣により対応することを基本とする。その後順次、企業団への身分移管及び企業団による新規採用を行うこととし、その方針を令和7年度中に整理する」とされています。

これについて、まず一つ目として、職員の身分移管についてお聞きします。この身分移管とされている対象者には、これまでに各構成団体の水道局等で採用された職員については、年齢等に関係なく、全員がその対象者となるとの解釈で間違いはないかの確認を質問いたしますので、明確にお答えください。

二つ目に、先ほどの引用部分より、身分移管と新規採用の方針を令和7年度中に整理するとの合意事項が含まれていますので、令和7年度中ということであれば、「残すところ1か月余りとなった現時点において整理するとされているその内容の整理されたものとして説明を求めます」と2月26日に質問する予定であったのでありますが、本日、

既に令和7年度の最後の日となっております。広域水道企業団議会の日程が延びて、このような事態になってしまったわけではありますが、それはともかく、今日で令和7年度は終わりなので、この質問である身分移管と新規採用の方針については、既に整理されているものということになるはずなので、それについて簡潔に説明をお願いし、また、その内容を身分移管対象者となる職員さん方々個人レベルにまで情報提供されるのはいつになるのかも併せてお答えください。

三つ目の質問といたしまして、身分移管対象者への意思確認の時期はということで通告しておりますが、そもそも、本日この質問をする趣旨、理由は、この身分移管について、現在、水道事業に従事している職員から不安の声が上がっているからであります。水道事業に長らく従事し、プライドも、知識、技術も持ち合わせる職員さんたちにとって、当初、すぐに企業団の職員へと身分移管されるものと考えていたところ、いまだにそのような情報が各個人には与えられていないとのことを聞き及んでおります。そのような状況から、一部職員の間で、水道事業の仕事に従事したいとの思いから、水道局の採用試験を受けたにもかかわらず、市の事務の配属になり、そのことに耐えられず、また、それを好まず、他府県の水道事業に従事するため、実際に転職した、また、転職準備を進めている職員もいるとの声も届いています。

経験を積み、知識、技術を身につけ、また、水道事業に従事していることにプライドを持って働いている技師、技術者たちの流出は、憂うべき問題であり、奈良県広域水道企業団としては、切実に危機感を持って捉えるべき問題であると考えます。でありますので、身分移管の対象となる職員には、一刻も早く情報を提供し、身分移管についての本人の意思確認がなされることが必要であると考えますが、その意思確認、希望の有無ですね、それは、「今年度内には必ず行われるものという理解でよろしいでしょうか」とまたまたそのように質問する予定であったのでありますが、今日、既に令和7年度の最終日ということでもありますので、聞き方といたしましては、身分移管に対する意思確認及び希望の有無の聴取については、既に行われたのか、あるいは、まだなのか。だとすれば、いつなされるのかをお答えください。

壇上からは、以上とします。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 筒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

職員の企業団への身分移管につきましては、奈良県広域水道企業団基本計画におきまして、令和7年度中に整理する旨記載をしており、それに向けて先行事例を参考に検討を進めてきたところでございます。

現状でございますが、企業団に派遣されている職員のうち、企業団への身分移管を希望する者を対象に選考する方向で検討を進めております。身分移管した後の職員につきましては、本人の意向を確認の上、これまでの実務経験を生かし、管理職への登用を図り、将来幹部候補としての役割を担うとともに、今後採用される新規採用職員の育成指導に当たっていただくことを想定しております。対象者の年齢や議会への伝達時期はまだ決まっておりません。

職員への意思確認でございますけれども、既に今年度中にアンケートを2回実施しております。正式な意向聴取については、来年度行う予定でございます。

回答は、以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 21番筒井議員。

○21番（筒井寛） 三つ目に質問いたしました、身分移管対象者への意思確認の件についてですが、これにつきましては改めてしっかりと確認しておかなければならないのですが、身分移管対象者に対しては、すべての水道局採用の職員に対して、公平・公正に意見聴取の機会が与えられるのかどうか。今、企業長からのご答弁の中に、「派遣されている者」という言葉がありました。水道局採用の職員で、水道局に長らく勤めており、人事異動で市の事務方に配属された者も含め、水道局採用の者全員ということで、その身分移管対象者となるのか。意見聴取の機会は、その者にも得られるのかを含めて、明確にお答えください。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） ご指摘の職員をどうするかについても、現在、議論を重ねておまして、今後、引き続き議論を重ね、方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（南満） 21番筒井議員。

○21番（筒井寛） 要は、令和7年度に整理するとされたものについては、今日、令和7年度の最終日である現時点で整理されていないという、そういうご答弁をいただいたということでもよろしいですか。いや、すみません。そのように認識いたします。

この質問、そしてこの質問に対する答弁を頂いておりますが、これ、2月26日の時点で質問するはずだったものであり、答弁いただくようなものであったんですが、今日このように年度末最終日となってしまったこと、これは、そちらの答弁する側にとっては、同じ質問をされ、同じ答弁をするだけ、日が変わっただけぐらいに思っておられるかもしれませんが、こちらにとっては、実は大変大きな影響が出ております。どういうことかといいますと、新年度の人事異動が既に決まっている、決まったということです。

先ほど述べましたが、水道局採用でありながら、市の事務方に異動となった職員が再び水道局への配置転換を希望した場合、今、この時期、年度末最後の日ではなく、せめて1か月前に本日の一般質問のこのやりとりが行われていれば、本市の内部の問題ではありますが、少なからずその人事に影響を与えたかもしれないと思うからであります。年齢や、あるいは決められた期間内において水道局で勤務している者に限られるなど、人事異動等の状況によって、差別、区別が発生するようなことがあってはいけませんが、もし、そのような状況が発生すれば、水道局採用職員、水道専門職員というような言い方をされておりますが、配属先によって、身分移管を構成自治体のほうの任命権者に決定されることになる。本人の意思が排除される恐れもあり得るわけです。だから、新年度の人事異動が決まる前にできることをしなければならないことが、本人にも、そして、構成自治体との交渉など、この水道企業団側にもすべきことがあったはずであると考えます。

とするならば、今回のこの水道企業団議会が延びてしまったことは、非常に残念な事態であるわけですが、今ここでそれを追求しても仕方がないので、このようになってしまったことを管理者側としては重く受けとめ、職員の身分移管とその意思確認の問題については、細心の注意と配慮、そして誠意を持って取り組んでいただきたい、いや、取り組んでもらわなければならないものと強く申し上げておきます。

さらには、本日整理されたものとして出てくるはずであったものが整理されていない、これから検討するというような答弁も頂いておりますが、あくまでも、それはまだ企業団管理者側として整理されていないものでありますから、整理されたものが案として出てくるはずである。それについては、近い時期に議会に対して提案され、決定していくものであるはずであるということでありますので、平等の原則、公平・公正に職業身分の選択の機会が与えられる、そのような方針であることを改めて打ち出していただきたいと思いますと強く申し上げておきます、私の一般質問を終わります。

以上です。

---

○議長（南満） 続いて、順位に従い、22番亀井雅之議員の質問を許します。——22番亀井議員。

○22番（亀井雅之）（登壇） 議席番号22番、宇陀市議会、亀井雅之でございます。ただいま南議長より発言のお許しを頂きましたので、本定例会で、災害時等における水道施設の緊急対応業務に関する協定書の意義についての質問をさせていただきます。

この協定書では、地震、風水害などの異常な自然現象、また、漏水などの大規模災害が発生し、もしくはその発生が予想される場合において、広域水道企業団が管理する水道施設等の応急復旧に必要な緊急対応業務の実施に関して、企業長と奈良県管工事業協同組合理事長が協力をし、県民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することとしたことを大きな目的とした、公民連携によります全13条が明記された協定書が、昨年、令和7年の4月1日、明日で丸一年になるわけですがけれども、締結をされております。

そこで、近年、多発傾向にある地震災害や、異常気象等が要因となって引き起こされる自然災害の発生、また、管路等水道施設や設備の経年劣化、いわゆる老朽化などが原因となって、大規模、小規模漏水事故など、全国的に見ても切迫した課題が浮き彫りとなっております。これらのことから、奈良県において、この協定書が示す目的をより効果的に、また、それを発揮していくため、企業団、これは公なんですけれども、それと管工事業協同組合、これは民間です、との間での具体的な協議や詰め作業、また、双方の意見交換や情報共有などが適宜行われているのか、このことについてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆）（登壇） 22番亀井議員からのご質問にお答えいたします。

災害時等における水道施設の緊急対応業務に関する協定書の意義ということでございますが、企業団の設置に際しましては、議員おっしゃったとおり、奈良県管工事業協同組合との間で同協定を締結したところでございます。内容につきましてですが、こちら、平成27年5月に、もともと旧奈良県水道局と奈良県管工事業協同組合との間で締結されていた協定書を基本的に引き継ぐものとした内容となっております。

これに基づきまして、奈良県管工事業協同組合とは、今年度、既にその内容につきまして、3回、企業団と意見交換を行っているところでございます。その際に、協定の内容の確認、それから、項目についての打ち合わせをしているところでございます。

このように、既に今年度、意見交換を実施したところでありますが、平時から情報共有を図っていくために、今後も引き続き意見交換を行いながら、さらに連携を深めていきたいと考えております。これによりまして、災害時に、迅速かつ的確な対応が可能となる体制づくりにつなげてまいりたいと考えております。

ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 22番亀井議員。

○22番（亀井雅之） ありがとうございます。

これまで3回意見交換等を実施されているということで、今回この質問を通して何が言いたいかといいますと、やはり公民連携のまちづくりというのはこれから公と民間が共に協力しながら、共に働く、協働して進めるスタイルというのが主流になってくると思うんです。そういうところで、先ほど1番の橋本議員がご質問されていた内容とちょっとかぶるところがあるんですけども、それぞれの市町村で漏水があったり、いろんな事案が発生したときにも、地元の業者、そのマンパワーというか企業力というのはかなり力強いものだというふうに私は考えております。

そういうところで、せっかく奈良県は26の市町村と県も入れて企業団ができましたので、それぞれの市町村にはそれぞれの上下水道組合があると思いますので、その皆さん方との情報共有であったり、いろいろスキルを持った方ばかりですので、その辺のことをしっかり情報交換、また、技術指導いただくというようなことも、これから進めていただけたらなというのが、今回の質問のポイントでございます。

それと、大きなところですけども、企業団の今後の発展に向けた具体的な計画とか取り組みというの、やはりこの管工事業協同組合、あるいはそれぞれの市町村の上下水道共同組合ですか、その辺との情報交換であったり、また、勉強会であったり、意見交換会であったりというのは、今後やはり水道事業にとって大きなところになると思います。

また、今回濁水で、今日から減圧給水措置になるんですかね。そういうところでも、民間の方々との協力というのをしっかりやっていただけたらなというふうに思います。

そこで、再質問ですけども、3回意見交換をされたということですけども、主にどういうことについて意見交換されたのか、そのことだけお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆） 管工事業協同組合と3回にわたる意見交換の具体的な内容についてでございますが、協定の中に、平常時の準備といたしまして、緊急対応業務をどうしていくかというのが書かれております。項目といたしましては、まず災害時における連絡体制、それから緊急対応業務の実施体制、それから防災訓練の実施状況などについて、組合さんと意見交換しながら、その内容を共有していたところでございます。

以上でございます。

○議長（南満） 22番亀井議員。

○22番（亀井雅之） ありがとうございました。

いろいろ情報交換、情報共有、これからも進めていただきたいと思います。

私、今、議員職にも就かせていただいておりますけども、もともとの職業は設備の水

道屋です。そういうところで、水道に携わる人間として、困っている人がおられるとほっとけないというのが水道屋なんですよね。日曜日であろうが、今年はなかったんですけど、去年は1月1日から電話があって、お客さんのところに伺うというようなことがありました。

そういうところで、やはり水の大切さを知っている管工事業協同組合、その辺としっかりいろんな情報共有、腹を割った話をしていってもいいと思うんです。そういうところで、民間との共有体制を今後もしっかり進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

---

○議長（南満） 続いて、順位に従い、25番木澤正男議員の質問を許します。——25番木澤議員。

○25番（木澤正男）（登壇） それでは、前もって提出いたしました質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思えます。

今回は、大きく3点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、水道料金の減免に対する考え方についてです。

奈良県広域水道企業団のホームページを確認しますと、減免申請を対象にしているのは、漏水によるもののみとなっています。一般的なケースでは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者や、生活保護受給世帯、生活困窮世帯など、いわゆる福祉的な角度からの減免がありますが、前回の議会での同僚議員からの質問に対する答弁では、「福祉的な減免措置を設ける義務がない。福祉的な要素を盛り込むのであれば、各市町村の裁量で行うべきものではないかと考えている」との答弁がありました。

基本的に企業会計については独立採算が求められるものの、あくまでも公営企業であり、福祉的な視点は必要ではないかと考えます。漏水だけでなく、地震に対する家屋の倒壊や、火災による家屋の消失などの被災や、自己都合以外での退職、例えばリストラに遭うなど、こうしたことにより、収入がなくなってしまった方なども、生活していくには、必ず水が必要になります。冒頭で紹介した、既にある福祉制度での対応が可能であれば、そちらにつないでいくことも可能でしょうが、必ずそうした制度が活用できるかということ、そうではありません。

また、負担能力のない方からは料金を徴収することができず、結局、滞納、不能欠損となることが想定され、漏水以外の要因でも減免対象とする一定の基準を設け、対応していくことが必要ではないかと考えますが、企業団の見解をお尋ねいたします。

また、2点目として、前回の議会で企業長のほうから、「福祉的な減免は、市町村の裁量で行うべきと考えている」と、一方的な見解を示されましたが、この件について、市町村とは協議、意思疎通をされているのか、お尋ねいたします。

次に大きな2点目です。滞納者に対する対応についてお尋ねいたします。

今回、報第8号の放棄した債権の報告がありますが、事前に行った説明会の中で、今回は「滞納が発生すれば、即給水停止します」との説明がありました。どのような意図でそのような発言をされたのかはわかりませんが、給水の停止は、住民の命にも関わる

ことから、慎重で丁寧な対応が必要だと考えます。

そこで、水道料金滞納者への対応についてお尋ねいたします。まず、実際に滞納が発生した以降の滞納者に対する実務的な対応についてお尋ねいたします。

次に、2点目として、滞納者からの相談体制についてお尋ねいたします。現在、お客様相談窓口は既に外部委託されていたり、今後も窓口を集約化し、外部委託する方向で進められています。この窓口業務の中に、滞納者からの相談に応じる体制は組み込まれているのでしょうか。また、滞納者からの連絡を待つだけでなく、滞納者と直に連絡を取ったりして、滞納者の実態把握をし、減免制度の案内や、市町村や県の福祉事務所へつなげていくことなど、丁寧な対応ができるようになってきているのか、お尋ねいたします。

次に3点目として、滞納発生、即給水停止というのではなく、分納相談についても対応していくべきだというふうに考えますが、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、大きな3点目です。渇水対策についてです。

先日の議案説明会の折に、議案外報告事項として、現在の県内の渇水状況や、給水に関する今後の見通しについての報告がありました。企業団設置効果により、取水ダム以外の市町村の各水源の活用が可能となったため、給水への影響はないとする一方で、現状の見通しでは、今後、取水制限要請を受け、給水制限を開始する可能性が高いと説明されており、実際に15%の取水制限とともに、本日13時から各自治体、各家庭へ7%の給水制限が開始されました。

これまでは、経営や運営が別々のため、融通することが難しかった水を融通できるようになったことは、企業団設置の大きな効果だと考えます。今回の渇水は、30年から40年に一度のものであり、想定するのが難しいものであったと考えますが、近年の気候の変化は、過去にないものが多く、今後もさらなる渇水や自然災害が続くことを想定した運営が必要になると考えます。

現在、奈良県広域水道企業団基本計画では、広域化施設整備計画の中で、令和7年度から令和36年度の30年間で、浄水・取水施設や送配水施設等の更新・廃止が予定されていますが、今後も同様な、今回以上の渇水が起こることを想定し、対応できる体制を構築していくため、今一度、広域化施設整備計画等の見直しを行う必要があると考えますが、企業団の見解をお尋ねいたします。

壇上からの質問は、以上とさせていただきます。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎）（登壇） ご質問ありがとうございました。25番木澤議員に対するご質問について、答弁いたします。

まず、最初の質問に対する答弁でございます。漏水以外にも減免対象とする一定の基準を設けるべきかどうかという趣旨でございますが、前回の議会でも答弁をいたしましたとおり、企業団につきましては住民の皆様から徴収する水道料金を財源に運営する企業体でございます。公営企業として適切に水道水を供給する責務はあると認識しておりますが、水道料金の減免措置を設ける責務はないと認識しております。

次に、市町村との協議、意思疎通についてのお尋ねでございますが、前回の議会ではですね、私も確認しましたが、「減免は市町村の裁量で行う」という答弁はいたしてお

りませんでして、「福祉的施策は市町村が行うべき」と答弁している認識でございます。いずれにしましても、企業団につきましては、議会が終わってからですが、昨年12月に、福祉的観点から配慮が必要な場合につきましては、本人の同意が前提でございますが、福祉担当窓口につなげるよう、市町村事務所長様へ通知を発出しております。したがって、今後個別事情に応じて対応していくものと認識しております。

続きまして、滞納者に対する実務対応でございます。

企業団では、住民の皆さんの公平性と企業団の収入確保の観点から、滞納に対しては毅然と対応する必要があると認識しております。議案説明会のご説明がありましたが、即停止ということではなくて、滞納の初期段階で給水停止を進め、大口化を防ぐという説明をした認識でございます。具体的には、即という形ではなくて、給水停止に際しては、あらかじめ一定期間を設けて督促、催告を行います。その上で、給水停止予告を通知しても、未納の場合に限って給水停止を実施するとしておりますので、即給水停止にはならないということをご理解いただきたいと認識しております。

給水停止後についても、回収困難な債権がある場合につきましては、弁護士法人への回収業務を委託しているところでございます。

続きまして、滞納者からの相談体制、外部委託に伴ってというご質問でございますが、企業団では、既に水道料金の徴収を含む営業業務につきましては、外部委託業務の展開を進めているところでございます。料金徴収の過程で、各委託業者において、滞納者からの相談にも応じている状況でございます。先ほど答弁しましたとおり、市町村事務所に対して、福祉的観点から配慮が必要な場合は、福祉担当窓口へつなげるよう通知しておりますが、これは委託業者さんにも適用されるものと考えております。また、料金徴収の相談をしたときに、やはりちょっと気づけば、業者さんから本人さんへ声をかけるということも実務上可能と考えていますので、先ほどの通知の文書に基づきまして、必要に応じて対応できる体制を構築していきたいと考えております。

分納につきましても、先ほどの文書でも分納については触れております。企業団では、生活困窮などにより水道料金の支払いが困難な場合におきましては、相談の内容によって分納できるように配慮しております。分納計画が認められて、計画どおりに分納している期間におきましては、給水停止は行わないこととしております。

二つ目の質問については、以上でございます。

次に、渇水対策のご質問でございます。広域化施設整備計画を見直すかどうかという観点のご質問だったと思います。

広域化施設整備計画につきましては、奈良県広域水道企業団基本計画に記載のとおり、水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保できることを前提に、管内全体で施設の最適化・強靱化を進めるとの観点で整理したものでございます。企業団における水源につきましては、主なものとして、大滝ダム、室生ダム、そのほか管内に各水源を確保しております。本日13時から紀の川における取水制限が15%に強化されたことに伴いまして、給水量を7%削減する給水制限を開始したところでございますが、これに伴って節水の協力をいただく必要がございますが、現時点では住民の皆さんの生活に大きな影響は生じないと考えております。

議員お述べのとおり、今回の渇水は、全国的な異常渇水という極めて厳しい気象条件

によるものでございます。奈良県以外にも、他府県でも渇水の事例がある状況でございます。将来の給水人口の減少や、水源確保のための事業費の負担、バックアップ機能の確保の状況を考えますと、本県におきましては、現状確保している水源で必要水量を賄えると考えております。今後の人口減少、それから事業費増の負担を考えた場合、必要水量は確保されているという見通しからいきますと、計画の見直しは必要ないと判断しているところでございます。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） まず1点目ですけれども、水道企業団は住民から料金を集めて運営しているというふうにおっしゃいました。これまでは、各市町村が運営されていて、それも水道料金、また税金を集めて運営されてきていると思います。それぞれの市町村によって制度はばらばらだと思うんですけど、福祉的観点を持って運営されてきたと思うんです。今回企業団が設立されて、どこの住民さんも、やっぱり市町村が運営していたのと同じように企業団にも運営してほしいというふうに考えておりますが、企業長、そのところをどのように認識されているのでしょうか。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） 福祉的施策というのは、これまで水道事業になっていた各市町村でそれぞれ議論されて実施されてきたものというふうに認識しております。

したがって、企業団におきましては、企業団全体で福祉的施策を行うかどうかということはなかなか、これは設立趣旨とも異なりますし、コンセンサスを得るのは非常に難しいと思っておりますので、これまでどおり各市町村において、福祉的な施策をするかどうかはご議論されて決められるべきではないかと考えております。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） 企業団としてやるのは難しいというふうにおっしゃったんですけども、企業団と各市町村との運営の違いというものをどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） 企業会計を適用して、基本的には利用者の料金で運営されるという点は同じであると思っております。市町村は水道を所管するとともに、高齢者とか障害者、あるいは経済的に困難な状況にあるご家庭の福祉的施策ということをこれまで市町村においては実施しております。ですから、市町村は水道事業と福祉的施策を両方やる主体であります。企業団は水道事業をやる主体であります。そういう違いがあると思えます。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） 企業団設立の際に、効率的な運営ということで、いろいろ施設統合などを進めますけども、冒頭の質問で言いましたように、公営企業である以上、福祉的観点が必要だというふうに思うんです。市町村としては水道事業と福祉事業、どちらもやっていますよと。企業団は水道事業しかやっていませんから、福祉的観点は要らないというふうにおっしゃるのでしょうか。そこはちょっと違うと思うんですけど。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） 公営企業だから福祉的施策をすべきだとか、公営企業だからすべきでないとか、そういう単純なものではなくて、広域水道企業団という団体の設立趣旨から、福祉的施策は範疇外であるというふうに認識をしております。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） 福祉的施策が範疇外という認識、私はちょっとびっくりしましたけれども、ちょっとご意見がかみ合わないので、納得はしませんけど、その点については置いておきます。

この大きな1点目の二つ目です。福祉的な減免というところで、事業は市町村で行うべきという趣旨の答弁を前回されたと思うんですけども、例えば、市町村で自分のところの住民さんの減免を実施しようと思うと、個別のケースに対応したり、そうでなかったり、いろんなケースがあると思うんです。

前回私も質問させていただきましたし、今回梶井議員も質問されていましたが、国の交付金を活用して減免を実施するという点については、企業団としても市町村から申請があれば、それに対応しますということですけど、財源については必ず国の交付金とは限らないと思うんです。市町村の一般財源を活用して減免対応すると市町村が判断したときに、企業団はどうされるのでしょうか。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） 一般財源を用いて水道料金を減免したいというようなことは、構成市町村の首長さんから今までそういう申し出を受けたことはありませんので、そういうことを想定した議論はしておりません。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） 前回国の交付金を活用した減免についてということで質問させていただきましたけれども、違うケースがあるというふうに思いますので、ぜひ市町村の裁量で、財源をどこから持ってくるかというのはもうその市町村に任せるよということで、基本的に市町村が行う減免について、企業団として認めていくのかどうかはぜひ検討いただきたいというふうに思います。

今日はすぐにお答え聞こうと思ってもなかなか、今した話ですから、検討いただいて、また次回以降質問させていただきますので、ご答弁いただきたいというふうに思います。

続いて、2点目の質問につきましては、事務局長のほうから、一律、機械的な対応はしてないよということで答弁いただいたというふうに思うんです。説明を聞く限りそういうふうに、即給水停止というふうに聞こえてしまいましたので、そんな無謀な運営はないんじゃないかということで、ちょっと心配になって質問させていただいたんですけども、きちっと段階を追って、滞納者に連絡をとりながら対応するというので、さらに分納相談についても対応しているということで答弁されたと思いますので、再度確認させていただきます。そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 議員おっしゃる認識のとおりでございます。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） はい、わかりました。それを聞いたので、安心しました。今後も滞納相談等については、丁寧な対応をお願いしておきたいというふうに思います。

そしたら3点目の渇水対策の質問なんですけども、もともとの基本計画の中でうたっている施設の統廃合、廃止について見直すつもりはないと。事務局長は、住民に影響はないと考えているというふうに答弁されたんですけども、今回の渇水自体が想定外だというふうに企業長のほうが発言されていると思うんです。これまで想定していなかったことが起こっていて、今後さらに深刻になっていくのに、何で住民に影響がないというふうに言い切れるのですか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 断水等、著しい影響がないというところの中で、節水の協力をいただくという中で、確保しているということで答弁いたしました次第でございます。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） 節水だけのことで答弁されていますでしょうか。渇水全体については、企業長はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） 今回の事態に対しましても、いわゆる断水という形はとらずに、減圧しての給水ということで対応できる見込みでございますので、今回の対応を踏まえて、もしどうしても何かハードの施設の整備の計画見直しでもあれば、もちろんそういった選択を排除するつもりはございませんが、現時点でも断水せずとも乗り越えられそうだという見通しであることから、現時点で様々なそのハード施設の整備計画を見直すつもりはないと。そういうふうに、事務局長は答弁したものと認識しております。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） そうは言っても、既に4月に、郡山の浄水場、取水場については廃止の方向でもう手続が進んでいるというふうに思うんです。今、南部から取水しているものと、地下水から取水しているものというのと、ダム以外で取水しているものというのは、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） ダム以外といいますと、例えば井戸ということで、具体的には生駒市、郡山市の水源を活用して運用しているところでございます。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） そういうところも計画どおりに廃止、統合してしまうというのはちょっと拙速じゃないかなというふうに私は思うんです。こうした事態を受けて、新たに水源を求めていくような検討というのはされているのでしょうか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 現状のところは、今の水源で足りるかと認識しております。新たな水源を開発するためには、先ほど答弁で申し上げたとおり、多大なご負担をかけるということで、それが料金にもはね返ってくる。そのような懸念と、今後の渇水対応の見通し、その辺を勘案した場合、現状の水源で足りると認識しております。

以上でございます。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） 新たな水源を求めないし、計画どおりに統廃合を進めていくということですけど、私は今回起こった渇水が今後ひどくならないということはないという

ふうにするんです。一つ提案としては、例えば生駒と郡山の取水場、これをもう廃止してしまうんじゃないかと、休止をするという選択はないのか。その辺については、いかがでしょうか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 今の郡山浄水場廃止云々というご指摘がありましたが、生駒、郡山の現在の取水地については廃止する予定は持っておりません。具体的にいいますと、昭和浄水場、真弓浄水場は引き続き存続ということで制度設計をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） そしたら、私の認識が間違っていますかね。廃止しようとしたのは浄水場ということ、一緒ですか。再質問させてください。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） ちょっと端的にいいますと、その浄水場で水源のところから水を取っていきますので、この二つの浄水場は残しますし、そこにまつわる水源についても維持していくことは、基本計画にも記載しているとおりでございます。

○議長（南満） 25番木澤議員。

○25番（木澤正男） すみません、ちょっと議論がかみ合っていない。私の認識のほうがか間違っているのか、またちょっと折り返した上で改めて申し上げ、何かあれば質問したいというふうに思います。

やっぱり今回の渇水を受けて、企業団としてこれまでどおりに対応していくということじゃなくて、新たに何が必要なのかということを検討するという対応が必要だということに思うんです。それは、今の段階で具体的にどんなことができるよという答弁を求めているんじゃないかと、何十年かに1回の渇水に対して、想定外だということにおっしゃっているんですから、きちんと新たな対策を行っていくように検討していただくことを求めまして、私の質問をこれで終わります。

---

○議長（南満） 続いて、順位に従い、28番松本健議員の質問を許します。——28番松本議員。

○28番（松本健）（登壇） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に移らせていただきたいと思っております。28番松本です。

私のほうからは2点、大きくは基本計画についての話と、水道料金の改定に至るステップについてということで質問させていただきます。

今回の議会に当たりまして、2月9日、10日に議員を対象とした説明会がありまして、その中で報告がありました。奈良県広域水道企業団基本計画に基づく広域化施設整備計画についてというものと、財政健全性の確認についてというものです。それに関連して質問させていただきます。

まず、広域化施設整備計画についてです。

広域化施設整備計画は、基本計画に別添1として示されていたものですが、基本計画を改版するのではなく、この表だけを更新するといった説明だったように思っています。

こういう基本計画、分厚いのがありまして、これの後ろにもともとこんな更新計画の表が付いていたと。今回の説明会の席上で、予算外の話といったときに、この表がこういうふうに変わりますという紙1枚と、あと次の質問になるんですけど、収支の見直しをしたら前はこうだったのがこう変わりますという、基本計画の1ページを更新というか、さわるかのような説明がありました。

この変更は、基本計画を変更するような形なのか。それとも、基本計画の下に、本当に広域化施設整備計画という名前の追加、何か計画があって、その部分を変えるのか。それとも、この今回2月議会で予算を通すための、予算のための補足説明のような資料として、ぺらっと付いているのか。その辺を確認したいと思って聞かせていただいております。今回そういう質問です。

次に、財政の健全性の確認についてです。

これは、この基本計画の中で言葉で示されていて、規約及び基本計画に、水道料金の水準については、「5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定し」云々ありまして、「水準改定の要否を判断するものとする。また、その期間中も、毎年度、災害や急激な物価上昇など想定外の事態により、財政の健全性に支障が生じていないか確認するものとする」とうたわれておりまして、それに応じた形でこういう資料が出てきたのだと思っております。

質問です。今回の試算は、企業団にとってどの程度の重みを持つものでしょうか。これで直ちに水道料金の改定につながるというものではないかと思っておりますが、もともと5年に1回は見直すということもあるでしょう。その際、どのようなステップを経て、料金を見直しを行おうとされているのか、改めてこの場でお伺いしたいと思います。

現行、議会が関与することは、水道料金が定められている条例の改定と、年度予算の承認しかないという認識ですが、とはいえ、料金改定のような、このような問題を1か月程度の短期間で審議できるようなものではないかと思っておりますので、何らかの対策が必要かなとも考えております。

以上で質問を終わります。再質問は、自席にて行わせていただきます。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆）（登壇） 28番松本議員からのご質問にお答えします。私へのご質問が、広域化施設整備計画についてでございます。答えさせていただきます。

奈良県広域水道企業団基本計画は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会において検討・協議を踏まえた結果、当企業団の運営、それから経営に関する基本的な方針を取りまとめたものでございます。今後の企業団の指針となるものでございます。また、こちらの広域化施設整備計画につきましては、この基本計画に付随するものとしたしまして、災害時の相互応援の強化ですとか、施設の統廃合による長期的な維持管理、それから整備費用のコスト削減などの観点から、今後必要な施設整備について整理したものでございます。

今回、広域化施設整備計画の見直しにつきましては、先月の議案説明会でその経緯について説明させていただいたところでございますが、資機材価格とか、それから人件費の高騰などの影響を踏まえまして、広域化の効果のある事業の必要性そのものが損なわれていないかどうかということを確認を実施したものでございます。その結果、広域化

の効果など、事業の必要性そのものは損なわれておらず、基本的に事業費の変更に留まるものと確認したところでございます。

このため、広域化施設整備計画、さらには奈良県広域水道企業団基本計画を改定する状況には至っていないと判断しているところでございます。一方で、広域化施設整備計画に記載されております27事業につきましては、短期的な視点で、財政措置や事業の実施状況などを確認することによりまして、適切に進捗管理を行っているところでございます。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 松本議員の2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

水道料金改定の考え方につきましては、企業団規約第14条第3項において、「毎年度、設定された水道料金により、財政の健全性に支障が生じていないかを確認するものとする」と規定をしておるところでございます。これに基づきまして、物価上昇等の近年の社会情勢を踏まえ、今後の収支見通しの試算を行ったところ、令和9年度には収益的収支がマイナスとなり、令和7年度から令和11年度の5年間の合計では、収益的収支が11億円のマイナスとなる見込みとなったため奈良県広域水道企業団基本計画に定める財政健全性の指標のうち、収益的収支について向こう5年間、令和7年度から11年度まででございますけれども、黒字の確保が微妙な情勢となっているところでございます。

このため、令和7年度の決算が確定した段階で改めてその時点での社会情勢を踏まえ、再度試算を行った上で、水道料金改定の検討の要否について判断したいと考えております。試算の結果、水道料金の改定について検討が必要と判断された場合には、奈良県広域水道企業団水道事業等審議会等において、審議・検討を行い、その結果を踏まえて、水道料金改定の要否について適切に判断をまいります。

議員の皆様に対しましては、財政の健全性の確認状況や審議会等における検討の状況について、適宜・適切に状況報告を行い、丁寧に説明をまいります。

私からの答弁は、以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 28番松本議員。

○28番（松本健） それでは、順番に再質問させていただきたいと思っております。

一件目、この文書の扱いということです。じゃあ、質問ですけれども、例えば、今、ある人が「奈良県広域水道企業団の基本計画を知りたいです。どこを見ればいいですか。出してください」という話をされたときには、この令和6年7月時点のものを示されるわけですか。それには、この以前の添付資料が付くわけですか。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆） そのような請求があった場合は、現時点で添付されている資料がそのまま付くこととなります。

○議長（南満） 28番松本議員。

○28番（松本健） 文書管理として如何なものかなという気もするんですけれども、現在のその基本計画、その添付物というのは、やっぱり一つの文書番号を持つとか何かの

状態で、常に残されている必要があるのかなと思います。

あわせて、こちらのほうにも計画、経年施設更新計画とか、何とか計画とかという表がございますけれども、これらも特に文書として存在するのじゃなくて、現時点では、何か設立準備協議会の資料みたいな形で残っているような気がするんですけども、その辺ちょっと文書管理としてこれでいいのかどうか疑問を感じるんですけど、ご意見いただけますか。どなたでも。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆） 文書管理についてでございますが、議案の説明時に使用した資料につきましては、企業団の文書管理規程に基づきまして、行政文書として管理しているところでございます。

以上です。

○議長（南満） 28番松本議員。

○28番（松本健） つまりこれは基本計画というものではなく、設立準備協議会上の資料ですということですね。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 設立準備協議会の資料ではなくて、奈良県広域水道企業団基本計画の資料ということで認識しております。

○議長（南満） 28番松本議員。

○28番（松本健） 繰り返しになっちゃうので、それ以上言いませんけども、これ、次の質問で、水道料金の改定というところにもすごく絡んでくる話だと思っています。この基本計画の中で、各市町村は、自分らの水道料金がこういうふうになるからというもの前提として、じゃあこっちに乗ろうと、みんなじゃないかもしれないけど、加入されている方もすごく多い。かなり高いレベルのというか、基本計画としては高い位置にあるものだと思っておりますが、それをある予算審査の直前に、ぽつとしたもので配付されたわけですけども、改版されるというのはいかがなものかなと思いますので、その辺は、この先もご検討いただければというふうに思います。

何となく感覚としましては、今年度の予算を決めるに当たって金額を合わせにいくために、この表を直しましたみたいな感じにしかうかがえないところがあります。単年度、今年と来年の間でちょっといろいろずれますという程度なら全然結構なんですけれども、この物価高騰でどんどん物の合計なんかも上がっていくのが見えている中で、この表を直していくということに関しては、もう少しその重みを持った形でやっていただきたいと思いますが、もう一言、いかがでしょうか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 基本計画につきましても、考え方につきましては先ほどの部長の答弁のとおり、基本的な本質、方針の変更ではない。物価上昇等も対外的な要因に伴うものでございますので、現状の計画で整理している形でいいかと思っております。

ただ、ずっと未来永劫変えないものではなくて、当然必要に応じまして正副企業長会議等の議論において修正をかけていきますので、その際において、取扱いについても審議していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南満） 28番松本議員。

○28番（松本健） 1番目のところはこれで最後にさせていただきますが、事務局の方でいろいろ説明を聞かせていただいた中で、この基本計画はあくまでも方向付け、方針を示すものであって、そこにある数字というのはあまり重みがないというか、変わっていくものなんだみたいな感覚で運営されているかのように私は感じました。皆さんそういうふうな捉え方をされていないと思いますけれども、そういうところをこれから問題点として考えていく必要があると思います。

2番目に移りたいと思います。料金の見直しといった場合に、これ、5年目まではいじらないとして6年目から変えるというふうな話になったときには、やっぱり2年3年、かなり前からいろいろ検討を繰り返した上で、その段階で、この水道議会とも情報を共有して、いろいろ議論をしていくという方向でステップを踏んでいただけるという理解でよろしいでしょうか。企業長お願いします。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） おっしゃるとおり、料金改定の時期等については、早期にお示しすることが重要であると考えております。

○議長（南満） 28番松本議員。

○28番（松本健） ありがとうございます。その際に、料金の改定というときに、先ほどの質問にもございましたが、この企業団というのは公営企業団であって、公営企業法、水道法などによって作られた企業団だと思います。地方公営企業法の第3条に、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と、大きくぎらっとうたわれております。前回、よく似た質問をさせていただきました。そのあと、この企業団の規約とか、こういう基本方針とかというのを見ると、やっぱりかなり経営に偏っている、ここの財務体質を重視しますというところに偏っているなという感想を受けましたが、本来、こういう価格の見直しなんかに関しても、福祉という言葉は範囲が広くて難しいかもしれませんが、経営的な観点に加えて、福祉の観点というのは、社会の賃上げの状況であったり、他の福祉の状況であったり、水道料金どれぐらい払えるのかというふうな社会の様相も両方見た上で、5年後幾らにするかという提案がされるべきであって、そういうところを議会の議論の必要があるのかなというふうに考えておりますが、企業長いかがでしょうか。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真） ご指摘のとおり、福祉という言葉は大変意味の広い言葉でございます。法に書いてございます公共的福祉というのは、良質な水道水を安定的に、適切な料金で提供すると、それがこの水道企業団の使命である福祉だというふうに私は認識しております。

先ほどのご質問に対してお答えしたのは、答弁の際にも申し上げましたが、高齢者福祉とか障害者福祉とか、あるいは経済的困窮者に対する福祉的配慮、こういう点でのご質問だったと受けとめておりまして、そこは福祉という言葉の狭義か広義かという違いがあるのではないかと考えてございます。

ご指摘のとおり、公共的福祉ということで、良質の水道水を安定的に供給するという、

これが最大の使命なんですけれども、その際に、先ほど適切な料金というふうに私は申し上げました。適切な料金というのはどういうことかという、基本的には水道料金で必要な経費を賄うという企業会計を採用しておりますので、もしその適切な水道料金を設定して、それで経費が足りないという場合にどうするかということの当然考えていかなければならないわけですね。その水道料金が、経費を賄うに足りないよと、足りないというような水準だった場合、どういう手法があるかという、これまで市町村では一般財源からの繰入れということをやっていたはずでございます。ですから、もし、水道料金収入だけで、必要な経費を賄うことができない。しかしながら、値上げはすべきではないという場合には、これは各市町村において一般財源を繰入れていただかないといけないということになります。

ですから、それがいいんだと、そうすべきだという立場もあろうかと思っておりますけれども、現時点では正副企業長においては多分そうしたことはまだ考えていないというふうに思っております。ですから、適切な料金という場合には、各市町村の一般財源からの繰入れをしないで何とか必要な経費を賄える、それだけの水準の料金を設定していく。これが適切な水準であるというふうに考えておるところでございます。ですから、先の試算では、水道料金だけで収益的収支を見た場合には赤字になると、こういうことでございます。

○議長（南満） 28番松本議員。

○28番（松本健） 丁寧な説明、ありがとうございます。

ここでちょっと申し上げたいことがありまして、適切な料金、適切な費用というのを見た場合に、奈良県のこの広域水道の水というのは、日本国じゅうのどういうところと比べてどれぐらいの位置にあるのかということのも、やっぱりしっかりスタディすべきかなと思います。それが比較的高いと言われる方もおられますし、個々、個別の事情もあるんでしょうけれども、これから先、持続可能な水道を運営していくにあたって、現在の体制での費用の積上げによって、それを適正に値段に反映するというだけではなくて、技術の進歩もあることですし、どういうふうにしていけば、もっと効率化できるのかということのも併せて考えた上で、多分提案は出していただけるものだと思います。そういう内容を議会も何年かかけて内容を吟味した上で、これから先に進んでいければなと私は思っております。

最後、まとめさせていただきます。

まず一つは、基本計画をもっと大切にすべきじゃないかなと考えました。その際、基本計画、基本方針というのは、経営と広い意味での福祉、公共の福祉という両方の観点を持ったもので考え、作っていくべきじゃないかなというふうに考えました。あわせて、これは議会のほうですけども、議会も、とかくその年度予算に観点が行きがちのところがあるかなと思いますが、そもそもの基本方針、持続可能性を考えた上で、そういうことを議論できる場を、特別委員会なりが時間をかけて、自分らで協議するなり、そういうふうな場を作っていくのがいいんじゃないかなというふうに個人的には考えております。

最後は意見でしたので、回答は結構です。もし、何かあれば、一言お願いします。

○議長（南満） よろしいでしょうか。

○議長（南満） 続きまして、順位に従い、30番新澤良文議員の質問を許します。——  
30番新澤議員。

○30番（新澤良文）（登壇） 30番新澤でございます。議長のお許しをいただきましたので、なるべく通告に沿って質問をさせていただきます。

まず、一言申し上げます。前回の議会の議事録を先日取り寄せました。それを何度も読み返しておると、山下企業長、そして事務局のこの議会に対する準備不足、これは否めないなということを確認いたしましたので、今後このようなことがないように強く要望をさせていただきます。

そして、議事録の中で、山下企業長のほうから、私に対して、「新澤さんに言われたくない」というような差別的発言がございましたので、これも言葉の行き違いとはいえず、ちょっときつい言い方ではないかなと思いますので、この点については、軽く抗議を申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

県民生活に影響を及ぼす災害は、頻発している地震だけではありません。去る2月4日に、企業長である山下知事が、少雨による渇水のため、県民の節水の協力を呼びかけました。今月、全国で発生した気温の低下による水道管凍結に起因する断水など、今後、複合的な災害の発生が想定されます。高温や低温、大雨や少雨といった異常気象が異常ではなく、当たり前になりつつあります。

そこで、これまでも質問いたしました。災害時の企業団としての対応について、改めてお伺いをいたします。

今回の渇水によって想定される給水制限について、各市町村事務所をはじめ、関係機関と十分協議をできているのか。水道使用者に十分周知できているのか、お尋ねをいたします。また、断水が長期に及ぶ際の応援、受援を含めた対応体制はできているのかをお尋ねをいたします。本部機能は強化できているのか、お尋ねをいたします。

次に、災害等による長期の断水は県民生活に多大な影響を及ぼすため、配水地の整備強化、耐震緊急貯水槽の増設、適切な給水車の配備、移動式タンクや給水袋の備蓄強化など、国県等のあらゆる補助、支援を活用しながら、影響を最小限に抑える努力と早期に復旧するための体制づくりが必要です。安全安心な水道水の安定供給を継続的に実施するため、水源の確保を含めた中長期的な計画をどのように立てていくのか、お尋ねをいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎）（登壇） 30番新澤議員の質問にお答えいたします。

一つ目の渇水に対する給水制限の対応体制という趣旨でございます。まず、市町村事務所の調整状況でございますが、今般の渇水対策に当たりまして、過去3回、渇水対策について意見交換を行って情報共有を行っております。直近では今月23日に実施しました。また、それ以外にも、河川管理者、ダム管理者とも緊密に協議を行っている状況でございます。また、県の渇水対策本部の関係部署とも3月18日に情報交換を行い、節水啓発のあり方について意見交換を行っております。

住民の皆様方に対しましても、市町村事務所が軸になりますが、チラシの配布や掲示、市町村のホームページや広報紙への掲載、防災無線での呼びかけ、車両スピーカーによる広報活動など、いろんな手法によって節水の呼びかけを行っている状況でございます。

○30番（新澤良文） 議長、早口でわかりにくいから、ゆっくり答弁してください。

○議長（南満） もう一度お願いします。

○事務局長（岡田伸一郎） もう一度。

○議長（南満） はい。

○事務局長（岡田伸一郎） 各市町村事務所に対しましては、過去3回、直近では今月23日に渇水対策について意見交換を行い、情報共有を行ったところでございます。河川管理者、ダム管理者とも緊密に協議を行っているという状況でございます。県との協議につきましても、県渇水対策本部の関係部署と、今月18日に情報交換を行い、節水のあり方について意見交換を実施したところでございます。

住民の皆様に対しましては、市町村事務所さんが中心になりますが、チラシを配布したり掲示したり、市町村のホームページや広報紙への掲載、防災無線による呼びかけ、車両スピーカー、拡声器です、これによっての広報活動であったりということで、様々な手段を講じて、節水の呼びかけを行っています。

今回の給水制限につきましては、少なくとも梅雨のときまでは継続する見通しを持っております。断水までは実施しない方針ではおりますけれども、水利用の状況によって、水の出が悪くなることは想定できるところでございます。このため、先ほどご質問にありました給水車ですね、企業団では現在25台ございます。25台を用意して、応急給水活動ができるように準備を進めているところでございます。

また、さらに水の出が悪くなる、断水に近い状況になるというような状況が生じた場合、管内の中で対応が整理できないような状況に至った場合は、日本水道協会ですね、全国組織でございますが、ここによる広域支援、具体的には県外の支援も想定した体制を整備しているところでございます。

あと、本部機能の強化についてもご指摘がありましたけれども、既に3月5日に奈良県広域水道企業団渇水対策本部を設置しております。本部に有事の組織として、本部情報計画班、本部対策班、本部総務広報班、本部資源管理班は、本部財務班など、班ごとの役割分担を想定して整理した上で、連携して対応しております。繰り返しになりますが、県渇水対策本部を既に設置しておりますので、そこと連携して、啓発活動に関して相互に情報交換を進めている状況でございます。

これが渇水対策に対するご答弁でございます。

続きまして、中長期的な安定供給計画、幅広のご質問のところのご答弁になります。

安全安心な水道水を将来にわたって安定的に供給していくためには、水源の確保を含めた中長期的視点に立った計画的な取り組みが不可欠と認識しております。このため、企業団におきましては、水源地から給水栓に至るまでの水道システム全体に存在するリスク、様々ございますが、それを体系的に把握して評価して、それへの対策を講じることができるよう、現在、水安全計画というものの策定を検討しております。

どういうリスクがあるかといいますと、例えば地震、今回の渇水を含めた自然災害、設備の故障、停電、水質汚染、その他あってはいけませんが人的ミス、こういうもの

をリスクとして想定して、これを評価して、どうしていくかという対策を講じるべく、それを整理した水安全計画の策定を検討してございます。

その中で、例えば地震等の災害につきましては、既に企業団で危機管理指針を策定しております。計画を立てるだけじゃなくて、これを訓練により実効性あるものとしております。なお、必要な施設、備品につきましては、市町村等防災担当部署と連携して整備を進めておりまして、繰り返しになりますが、給水車につきましては、同規模の企業団よりも多い25台をもう既に確保している状況でございます。

湧水につきましては、繰り返しになりますが、今回の給水制限で既に対応しています。湧水対策本部を設けて、具体的な対応を進めている状況でございます。

水源の確保についてのお尋ねもありましたが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、大滝ダムなどの主要ダムに加えまして、その他の水源、井戸ですね、この辺も有効に活用することによって、安定的な水の供給に努めておりまして、必要な水源は既に確保できているものと認識しております。

水安全計画、いつできるかというところにつきましては、令和9年度末までに策定をしたいと考えておりまして、来年度にかけて主要な予算に計上しております。これによって、企業団として、体系的な水の供給体制を確立していきたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 先ほどの木澤議員の質問にかぶってくる部分があるかもしれませんが、例えば、阪神・淡路大震災、あのときもそうだったんですけれども、いわゆる井戸水というのが住民の命を守ることがございました。能登半島地震でも、そういうことがございました。近くでは和歌山市において、これは災害ではないんですけれども、経年劣化ということで大きなパイプが破損して、和歌山市民の水の供給が断たれるということがございました。和歌山市議会とは付き合いが深いので、救援物資、水を運んだりしたわけなんですけど、本当にありとあらゆる事態を想定して、今、小手先で、先ほど話ありましたけれども、私は皆さん、ほかの議員さんとは違うのかもしれませんが、今回の広域企業団というものの捉え方というのは、まず、うちの議会でも説明があったのは、水道料金は上がりますよ、上がるけれども緩やかに上がります。そして、安心安全な水を町民あるいは県民に提供できるようになりますよという説明を受けました。だから、料金料金で頭を押さえに行って、本当に安心安全な水が供給できないような、本末転倒的なことはやめていただきたい。5年後、10年後、20年度、30年後の奈良県を見据えた取り組みというのを、この広域の企業団でやっていただきたい。

その中の一つは、やっぱり水源地でございます。本当に今の大滝ダム、そして井戸水で対応できているのかどうかという部分、よくよく検証していただいて、本当にもう大きな地震があったときにどうなんやと。これ、5年度、10年後、20年後はどうなんやということも、企業団の中で大きく考えていかなきゃいけないことだと思います。

だから、先ほど質問した中のことですが、中長期的な計画はあるんですよ。水源地の確保、今の状態で水源は確保できていますよ。確保できているのに、これ、断水するわけでしょう、水が大滝ダムからなくなったら。そういうこともあるんですよ。

だから、水源地ということ、これ、ちょっとしつこくなりますけれども、もう一度答弁していただけますか。今後、水源地ということを考えておられないのかどうか、答弁ください。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 必要な水源地については既に確保しておりますので、それをメンテしていくことは今後も続けていきたいと考えております。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 今の水源地、うちでもそうなんですけど、うちのほうでも山のほうへ登って行ったら、住民の方のところは井戸水で賄っておったので、水道管、水道を引っ張っていかなくても大丈夫だったんです。それがね、災害等いろんなことがあって、井戸水が枯れるというような状況になっております。だから、上のほうの限界集落といいますか、住民の方のところは、水道も出ない、井戸水は枯れるというような状況で、水を運んでいるという状況なんですけども、こういった状況もあり得るんですよ。

だから、やはり県としてね、この企業団としていろんなことを想定して、今後、新たな水源地等をね、今、郡山と生駒でしたっけ、井戸水のほうですけど、中南和のほうはどういった対応になっているのかわからないですけども、大淀町とかそちらの水を引っ張ってこれたらいいんでしょうけど、この水道企業団に入っていない自治体との連携っていうのは考えておられるのかどうか、お聞きします。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 水道企業団に入っていない団体の協力ということにつきましては、先ほど答弁で申し上げましたが、最悪の場合は広域連携ということで、奈良県以外の団体と、これは地震等が典型的な例でございますが、給水車を派遣してもらったり、逆にこちらから給水車で水を汲みに行ったり、そういうことの対応は想定して、今回は断水まで想定しておりませんが、そういうところの対策は準備しているところでございます。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） じゃあ、今回、断水というか、水の状況ですけども、解消されるのは大体いつぐらいになりそうなんですか。それは想定されておられますか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 断水といいますか、減圧給水については、これは先ほど申し上げたとおり、少なくとも梅雨のときまでは続くだろうと認識しております。その経緯としましては、これから農繁期に差しかかってくるということで、今現在は、主な水の需要は上水道しかございません。春から農繁期に入ります。農業用水としての水の需要が発生するところ、あとは大滝ダム以外のダム、先ほど室生ダムということをおっしゃいましたが、室生ダムについても決して楽観できる状況にございません。これらの状況と今後の降雨状況、これらを見通した場合、少なくとも梅雨に本格的に入るまでは、この状況が続くかなと思っております。

ただ、それまでの対応につきましては、今の7%の給水制限で凌いでいけるということで、各地の水源を活用してやっていきたいということで、現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 異常気象でこういう状況なんですけども、今の答弁によるとね、梅雨になったら必ずたくさん水が降るんやということを前提に答弁されているんですけども、これ、異常気象ですよ。梅雨でも、雨がなかなか降らなかった年もあります。そんなときはどうするんですか。そのときの対応は考えておられるんですか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 見通しとしてはそのとおりでございますが、確かにおっしゃるとおり、梅雨に雨が降らなかったらどうなるかということは想定しております。その場合は、企業団管内で水が賄えない場合につきましては、さっきありましたように、他府県の支援を受けるとかですね。あと、ちょっと減圧給水の規模についてはまたお願いをすとか、あと、先ほど申し上げませんでした、災害用協力井戸というものがございます。前回の議会でもお話がありました、飲み水には使えないですけども、いわゆる洗濯とかに使えるような、そういう井戸がいくつかの自治体で設けると聞いておりますので、その団体さんと協議してですね、できるだけ水を確保していくところは、既に検討に入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 他府県への協力要望ということですけど、具体的にどういう協定というか、話を進めておられるのか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 具体的に言いますと、日本水道協会の相互支援、近畿2府5県の水道用水供給事業者の相互支援、二つの支援がございます。具体的には、職員の派遣や給水車などの物資の供給などを想定しております、名前を申し上げますと、日本水道協会関西支部災害時相互応援に関する協定、もう一つは近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書、この二つに基づいて、職員の派遣、地震を想定した場合でございますが、渇水時は給水車、こちらが関係しますが、給水車の協定を想定しているところでございます。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 先ほどどなたかの質問の中でも答弁にもあったんですけど、今回の水不足というのは、奈良県だけの問題ではないんです。ほかの県でもあるんです。この広域水道というのが全国にどれだけあるのか調べたときに、香川県、これが一番先にできましたね。だから、知り合いの香川県の議会議員の先生にちょっとお尋ねしたんですけども、50年ぐらい前ですかね、吉野川のほうから水を引っ張ってきてというところが広域の始まりだと聞いているんですけども、やはり緊急時の水に対する意識というのは高うございます。奈良県が低いと言っているわけじゃないんですけどね。梅雨になったら雨が降るやろうなという想定、あるいはどこか近隣のそういった地域の支援が来るやろうなんていうのは、それもそうなんですけども、やっぱり今後、5年、10年、20年後の奈良県を見据えたときに、やはり新たな水源地というのを見つけておくべきだと思っております。これは強く要望しておきます。

もう1点、先ほども申しましたけども、この企業団に入っていない、水がそこで賄えるというようなところ、あるいは費用対効果という部分からこの企業団に参加されなかったところとの連携、これについても、やっぱり連携だけじゃなしに、もうこういう状況なので、もうさきに意見交換ぐらいはやっておいたほうがいいと思うんですけど、これはされているんですか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 具体的に申しますと、奈良市とは協議を進めております。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 奈良市や郡山市や生駒市やというたら、北のほうばかり、近いからかもしれないですけど、中南和の地域には、そういったこともやっていないんですよ。

だから、大淀町であつたりだとか、葛城市、あと参加していない地域、ほとんどない。何かあったときには、やっぱり水というのは命の水ですよ。だから、意見交換というのをやっていただきたいと思います。早急にやっていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 奈良市とは意見交換をしております。具体的にいきますと、奈良市への水供給の中で奈良市から水融通について配慮いただいたり、実績がございます。あと、南和地区につきましても、簡易水道ですので、なかなか水の供給が難しいところではございますが、必要に応じて協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 参加しているから、参加していないからというのじゃなしに、同じ奈良県民じゃないですか。だから、甘えるところは甘えてね、こんな状況、緊急時なんだから、災害時なんかもっとですよ。

だから、水道企業団に参加していない自治体ともね、参加していないからというのじゃなしに、県民の暮らし、命を守るという観点からですね、ぜひ意見交換、あるいは相談等々をしていただきたいと思いますので、これは強く要望させていただきます。

それと、先ほど木澤議員の質問の中で、水道料金の滞納者、これ、緊急性を要するので、通告にはなかったんですけど、私の見解というか意見を申し上げさせていただきます。先ほど、水道料金の滞納者についてどういう対応をされるんですかといったときに、督促状を送りますということだったんですけども、そうじゃないでしょう。水道料金を滞納するということは、そもそもが生活困窮者ですよ。水道料金まで滞納してしまうということは。あるいは、水道というものに対して、水はいくら使っても止められないことに対する甘えということがございます。僕は、水道は、料金を払わない滞納者には止めるべきだという考えなんです。なんですけども、一方では、そういった滞納される方への、緊急的なことなのでね、通告にはなかったんですけども、私見というか、意見を言わせてもらいますけども、督促状を送るんじゃないんですよ。やっぱりその地元の自治体、社協もあれば福祉課もあるのでね、そういったところに通報して連携する、滞納者は生活困窮者ですのでね。これは強く要望させていただきます。どうですか。

○議長（南満） 新澤議員、ちょっと通告になかったので、意見として。

○30番（新澤良文） これは、意見、要望としてさせていただきます。

次に、先ほど申しましたけれども、料金について、これも想定外のことが起きています。誰もアメリカがイランを攻めるとは思っていないし、ロシアがウクライナを攻めるとも思っていない。いろんな部分で、これが影響してきているわけでございます。いろんなことでいろんな絡みがあります。想定されていないことが全世界で起きていて、その煽りを受けるのは、国民、県民だと思うんですね。だから、当初想定した料金どおりに行きますとか、この目的どおりに行きます、わかるんですけど、それよりももっと求めなきゃいけないのは、安心安全な水を県民に供給する。安くというのはもちろんそうなんですけども、そのためにはどうしていくかということが一番に考えていただきたいと思う。これは山下企業長にお尋ねします。この点については、どうですか。

○議長（南満） 通告にないので。

○30番（新澤良文） いやいや、これはあったよ、2番のところに。供給という部分について。供給に対する関連やから。

○議長（南満） 安定供給の観点から答弁できますか。山下企業長。

○企業長（山下真） もちろんおっしゃるとおり、安全安心に水道水を供給することが使命でございますので、料金の設定も含めて適切に対応してまいります。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 当たり前のことを申し上げますとね、あまりにも想定外のことが起きております。だから、当初の予定どおりのことじゃなしに、やっぱりその安心安全な水を供給するという。そして、災害時も、これは水を必ず県民に供給しなきゃいけない。これも考えていただいて、広い観点から水源地の確保、そして、企業団以外のところとの連携という部分を含めて、これは強く要望させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

これをもって、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（南満） 議事進行上、休憩いたします。15時20分より会議を再開いたします。

○午後3時11分休憩

---

○午後3時20分再開

○議長（南満） 会議を再開いたします。

続いて、順位に従い、33番小山郁子議員の質問を許します。——33番小山議員。

○33番（小山郁子）（登壇） 議長のお許しを得ましたので、私からは一問質問させていただきます。

奈良県広域水道企業団基本計画の変更についてでございます。企業団設立準備協議会が令和6年7月改定された中で、4の組織・職員、（1）の組織において、企業団の本部・事務所の項目の中で、企業団の事務所については「令和16年度までを目途に5エリア程度への集約化を目指す」と表記されています。

ところが、この5エリアから3エリアへの変更を検討されているとの話をお聞きいたしました。この件は、事実なのでしょうか。事実であるならば、どのような理由、目的でエリアを変更しようとしてされているのか。また、この計画の変更による影響については、

どのようなことが考えられるのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（南満） 亀田副企業長。

○副企業長（亀田忠彦）（登壇） 副企業長の亀田でございます。33番小山議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

事務所のエリア分けについてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、企業団発足時点で26か所ありました事務所について、令和16年度までをめぐり5エリア程度に集約することを目指す旨が、奈良県広域水道企業団の基本計画に記載されております。これに基づきまして、現在、具体的な方向性についての検討を進めております。その検討の過程で、より一層の合理化を進めるとともに、区域内の広域化を図ることにより、管路の更新、あるいは施設の更新、さらには、漏水事故などの被災時の相互支援体制の充実を進めるという趣旨から、住民サービスの維持を図ることを前提に、三つの区割りで検討することになったところでございます。議員ご指摘のとおりでございます。

一方で、区割りの変更による住民の皆様への影響についてというところですが、先ほども申し上げましたけれども、住民サービスの維持を図ることは大前提としておりますので、区割りの変更による住民の皆様への影響はないというふうに認識をしております。引き続きこの三つの区割り案での検討を進めていきたいと考えております。

私からの回答は、以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 33番小山議員。

○33番（小山郁子） 5エリアから3エリアになりましたら、住民さんの相談しに行く場所が遠くなると思うんですけれども、そういうところはどうにお考えでしょうか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 住民さんへの対応というところでございますが、まず全体として申し上げさせていただきたいのは、3区域でエリアを区切ることで検討しているのは事実でございますが、事務所については引き続き5か所で設置を検討しております。なぜかといいますと、工事、管理、特に漏水事故があった場合の対応というところにつきましても、やはり3では少ないかなということと、あと、住民さんへのサービスとしましてもう一つあるのが、いわゆるメーター検針、料金徴収です。これにつきましては、エリアの統合とは別に、現在委託化を進めております。直営でやっているところにつきましても、なかなか職員さんの担い手がないということで、委託によってかなりきめ細かなサービスができるということで認識しておりますので、現在直営でやっているところも含めて、すべての管内におきまして、委託化を進める。このセットの中で、住民サービスにつきましては問題ないという形で検討しているところでございます。

ですから、事務所としては5か所、区域は三つ。ただ、その中で、5か所で三つですから、二つの事務所のうち一つは拠点事務所ということで、総務企画部門の機能を持たせたような事務所を設けたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（南満） 33番小山議員。

○33番（小山郁子） 今まで、それぞれの議員さんからいろいろ質問されていたんですけれども、緊急の場合に本当にそれで対応できるのでしょうか。その5か所の事務所で、

大丈夫なのでしょう。もう一度確認させていただきます。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 漏水対応につきましては、先ほど答弁で申し上げましたように、基本的には各事務所さんの業者さんで初動対応していく形で考えておりますが、やはり先ほど話がありましたように、業者さんが少なくなっている状況ではございます。地元の業者さんを軸にして、隣接する市町村の業者を交えた体制で考えていくとなると、むしろ今の26の事務所を設けるという体制から、やはり5ということで広域的な体制をするほうが、かなり効果的な対応ができるんじゃないかということで認識しております。

以上でございます。

○議長（南満） 33番小山議員。

○33番（小山郁子） 小山です。やっぱりそれはなかなか、今皆さんが言っていたみたいに、本当にそれで住民さんのサービスになるのかなというのは、私自身も懸念しております。

今この質問させていただきまして、奈良県広域水道企業団の計画変更ですけれども、先ほど議員さんも質問されましたけれども、最初は5エリアだったのに3エリアに変更するというのを、今回なぜ議会に説明なく、3エリアになるということが検討されたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 先ほど答弁で申し上げましたように、エリア分けにつきましては現在検討中の課題でありますので、公表することの影響を想定して、対応については控えたものでございます。3エリアで検討してはいるんですが、最終的にどうなるかということを確認した段階で、改めて対応についてはご説明するべきだと認識していたところでございます。

○議長（南満） 33番小山議員。

○33番（小山郁子） こういう方針とか決定した後に報告とか承認を求めるのではなく、今ご答弁いただいたように、事前に議会に相談すべきではないでしょうか。その辺をもう一度、今ご答弁いただきましたけれども、ご答弁お願いできないでしょうか。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 基本計画に基づく対応につきましては、基本的には策定については事務方で対応したという経緯がありまして、事務局のほうで各首長さんの意見を伺った上で対応してはいるところでございます。

繰り返しますが、いろいろ意見を頂いています。首長さんからもやはり漏水対応をどうするのか、料金徴収、住民サービスの低下にならないかということは聞いておりますので、その中で検討した上で、必要に応じて議会の皆様にも状況については報告していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南満） 33番小山議員。

○33番（小山郁子） 企業団になったからといって、住民さんのサービスが低下にならないように、また、安心安全な水を供給していただきたいと思います。窓口のサービス、

相談体制の円滑化、緊急時、トラブルへの対応の速度の低下にならないように、水は本当に住民さんの命を守るものなので、これからも大切な水の確保をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（南満） 順位に従い、36番辻内正誠議員の質問を許します。——36番辻内議員。

○36番（辻内正誠）（登壇） 36番、吉野町の辻内です。一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日は、水源に住む住民として、この広域水道企業団に関わる、まさに奈良県民の生命線ともいえる水源の問題について、質問いたします。大きく二つの質問がございますが、どちらも直の共有としての質問でございます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

私は奈良盆地の重要な水源の一つである津風呂湖の源流、津風呂川沿いの村に住んでおります。自分の家の窓からは、日常的に津風呂川を目にする生活をしております。この1年間、その水量は明らかに例年より少ない状態が続いています。特に、昨年秋以降の水量は非常に少なく、先日来、少しの雨は降っておりますけども、今のままでは津風呂川流域での田植えはできるのだろうかというようなレベルでございます。私は2月2日、そして先週にも、吉野川上流の三つのダム状況を自ら現地で確認して参りました。

まず、津風呂湖でございます。湖の入口に立っても、湖というより川の延長のような状態が続いており、実質的には入口から約3キロメートル堰堤側に進んでようやくダム湖として水面が確認できるような状態でした。

次に吉野川本流の大滝ダムです。こちらは報道のとおりで、堰堤から約2キロメートル上流では水没しているはずの169号線がはっきりと目視できる状態が続いております。危機管理水準とってよい状態だと、現地を見て強く感じた次第でございます。

大迫ダムも同様でございます。堰堤から3キロメートル上流には水の流れが見られず、1.5キロメートル下流でようやく川底から水が染み出すような状態です。

室生ダムは、有効貯水率が今日現在50%前後とされていますけども、ダムの規模自体が津風呂湖ダムの約6割、大滝ダムの5分の1であり、決して安心できる状況ではありません。こちらにも、先々週自分で確認に行つて参りました。

2月4日の知事の定例会見だったと記憶しておりますが、節水の協力要請、そして取水制限から、現在の給水制限といいますか、減圧給水と、わずか1か月で事態はどんどん悪くなっていっています。

渇水期におきましては、河川管理者、水道事業者、農業団体など多様な水利関係者が関係することから、関係者間における的確かつ迅速な情報共有が重要であると考えます。水源状況に関する認識や今後の見通しを共有することが、県民生活や産業活動への影響を抑える上で必要であります。

そこで、以下3点についてお伺いいたします。

一つ目、渇水時における関係機関及び利水者間の情報共有体制は、現在どのような仕組みとなっているのか。和歌山県との取り決めも含めてお答え願います。水道企業団側の体制ではなく、水道企業団が誰と協議するのかという視点での回答をお願いいたしま

す。

二つ目です。水道企業団として、水道利用者への広報をどのように考えているのか。今のままで十分なのか。どう考えているのか。

3番目、今の減圧給水の次の段階を教えてください。具体的には、田植えが始まることを想定してお話していただきたい。

以上が、大きな一つ目の3点の質問でございます。

次に大きな二つ目でございます。水源そのものの構造問題です。

水源涵養機能、涵養といいますのは水を蓄える力の低下と、森林環境譲与税の配分見直しについてでございます。

こちらは、まず結論としての質問をさせていただきます。

まず一つ目、森林管理の現状と認識。間伐や枝打ちのしていない山、森林の荒廃が水源涵養機能の低下を招いているという指摘がありますが、企業団としてその現状をどう認識しているのか。

二つ目、森林環境譲与税の配分構造に関する課題。森林環境譲与税が、水源涵養の目的に合った配分となっていないと私は考えておりますが、現行制度について企業団はどのように課題を認識しているのか。

質問の背景を話させていただきます。水道企業団のホームページの「水道企業団とは」を読むと、「住民の皆様へ安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを使命として」と赤字で書かれております。水道企業団は、効率化や水道料金上昇を抑えることを目的としていますが、その大前提はそこに水があることです。水源がなくなれば、水はなくなります。水道企業団の役割は、果たせません。この大前提に関する質問とお考えください。

私は先ほど申しましたように、津風呂川のすぐそばに住んでいます。1時間20ミリメートル程度の激しい夕立があれば、川は一気に濁り増水します。しかし、2時間程度非常に強い雨が降った後、3時間もすれば元の水量に戻り、透明な水になっています。これは、山が水を蓄える力を失っていることの極めてわかりやすい現象です。私が子どもだった50年前にはなかったことです。宇陀市、吉野郡の山を国道や県道から見てください。杉林の下は下草がなく、土がむき出しです。光が入っていません。これは間伐、枝打ちが行き届かず、森林が本来の持つ保水や水源涵養機能が低下している証拠です。また、草が生えてもシカに食べられてしまうという現実があります。

その山を守るための財源は、吉野町の場合は森林環境譲与税しかございません。現在森林環境譲与税により、吉野町には年間約4,500万円が交付されております。吉野町は比較的うまく使っている自治体の一つだと考えています。

しかし、素直に申し上げ、水源地域の役割と負担に見合う金額とは到底言えません。紀伊半島の大半は私有地ですが、個人の山を個人のお金で手入れしている人はほとんどいません。私も手を入れていない人の一人です。理由は簡単です。手入れをすればするほど、戻ることのないお金がかかるからです。これが、山を持っている人の実態です。

次に、公的財源である森林環境譲与税に関して見てみます。少し広い範囲で森林環境譲与税の配分を見ると、吉野郡全体への配分額と大阪市への配分額がほぼ同金額となっております。大阪市には、実質的には水源はございません。現在、森林環境譲与税の配

分の人口比率は30%から25%に引き下げられたと理解しておりますが、それでも、大阪市と吉野郡が同じだと、こういう現状でございます。

しかし、そのような中、水源涵養という本来の目的からすれば、人口比率をゼロにし、水源地域に重点配分する仕組みに抜本的に改めるべきだと私は考えております。水源は、山間部だけで守れるものではございません。むしろ都市部が恩恵を受けている以上、都市部は水源地域を財政的に支える構造にしなければ、制度として持続いたしません。

これが、私の質問の背景です。

さきの2点について、企業団の認識の回答をお願いいたします。あとは自席から質問させていただきます。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎）（登壇） 36番辻内議員の質問にお答えいたします。

湧水に関する情報共有体制でございます。和歌山県もというご指摘もありましたので、それを含めてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、湧水を想定した水源ダム毎に情報共有できる体制は既に構築しております。ご指摘の紀の川水系につきましては、大滝ダム及び猿谷ダム、大迫ダム、津風呂ダム、いわゆる三つのダムを対象としました国土交通省和歌山河川国道事務所が事務局を担う紀の川湧水連絡会が既に設置されております。参考までに、室生ダムにつきましては、同じく国交省の木津川上流河川事務所が事務局を担う室生ダム水利用協議会が設置されております。

これらの団体につきましては、自治体、利水者、これは企業団を含めてでございます、ダム管理者、河川管理者、関係県が参画して、貯水状況、取水状況、今後の見通しなどについて、情報共有が図られているところでございます。先般からの取水制限につきましても、この湧水連絡会において提示がされている状況でございます。

続きまして、節水に伴う広報についてでございます。

既に企業団としましては、具体的な広報活動を進めております。先ほど申しあげました、ホームページ、広報紙への掲載、防災無線、これらにつきまして既にいろいろな手段を講じております。さらなる節水に向けた取り組みとしまして、報道資料にも掲載しましたが、節水の呼びかけをする前とその後で、各市町村の水利用の状況についてグラフで整理したものを既に示しております。それに基づきまして、各市町村において取り組みを進めていただきたいということでやっておりますので、また詳細はご覧いただきたいと思いますが、まだ給水制限となったところの水準までは水の利用量が落ちておりません。とはいえ、節水の呼びかけをする前から呼びかけた後につきましては、各団体におきまして水利用の減少は顕著にグラフで示されております。そういう形で、みんなに見える化ということを踏まえて、節水について強力的に啓発していきたいと考えております。

最後に減圧の見通し云々についてのご質問でございますが、先ほど言いましたように、取水制限をするかどうかによって減圧を強化するかということになってきます。減圧を強化するかどうかにつきましては、先ほど言いました湧水連絡会、ここで今後の取水制限についての見通しというのが提示されます。今後、貯水状況に基づきまして、やはりさらなる取水制限が強化されるということになれば、湧水連絡会で方針が決まりますの

で、それに基づいて給水制限をどうするかということをも水対策本部、企業団ですね、こちらで議論して方針を提示するところでございます。

現状のところ、梅雨のときまでは、これ以上ないということやっていきたいということもありますが、今後の降雨状況によっては不確定要素があるということは、ご理解いただきたいと思います。

ご質問について、以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 辻内議員の2点目のご質問について、お答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、水の安全かつ安定的な供給のためには、水源涵養機能の維持が重要であることは当然であります。それに対しまして、現状は非常に森林が荒廃しておりまして、水源涵養機能の低下を招いているという現状認識は、私も辻内議員と同じでございます。

それから、2点目の森林環境譲与税の点でございますけれども、国の施策でございますので、企業団の企業長の立場での答弁は控えさせていただきますけれども、制度改正があったことだけお知らせをさせていただきます。

県からも、国に対しまして配分基準の見直しに向けた要望活動をこれまで行ってまいりまして、令和6年度から配分基準の見直しが行われました。具体的に申しますと、面積に基づく配分割合が50%から55%に引き上げられまして、人口での配分割合が30%から25%に引き下げられました。これによりまして、令和6年度の吉野郡全体の町村の森林環境譲与税の譲与額は、対前年度比で約26%増になっているということでございます。

答弁は、以上でございます。

○議長（南満） 36番辻内議員。

○36番（辻内正誠） まず1点目の今まさに起こっている減圧給水に関してですけれども、私のほうから提案がございます。減圧で水が濁ったら連絡くださいというお知らせがありますけど、濁ったら連絡したら何が起こるんですかっていう。濁った水でお米炊けないです。お米洗えないです。そういうのじゃなくて、水を備蓄しましょうよという、そういうふうな裏返った提案であってほしいなというふうに私は思うんです。

飲料水の備蓄は、1人当たり2リットルで7日分14日、これ、地震とか災害の視点から見てもそんなに悪くないと思う。これ、早くしないと、奈良県の盆地じゅうで水の買い占めが起こる。どこのスーパーへ行っても水がないということが起こりかねないということだけは、私は何となく思っております。

二つ目でございます。今、山下企業長からお話をいただきました点でございます。

私は、先ほど木澤議員や新澤議員からあったことと同じことを提案させていただきます。水源や山は、千年以上前からあったであろう自然をわずか50年かそこらで、我々日本人の意識や行動によって壊してしまいました。今、いくら一生懸命お金をかけてやっても、山の水源としての働きは10年程度では絶対に戻りません。おそらく100年後のために、今、山の存在意義が見直されていると、このように思っています。

では、5年後、10年後、20年後どうするのか。先ほど事務局長のほうから、何十

年かに一度の自然の雨の少なさだという話がありましたけども、一方で、山は人災です。自然災害ではございません。

そこで、どうするのか。奈良盆地には、東西に山があります。特に、東側は山向こうは高原です。おそらく地下には大量の水が流れているでしょう。100年前の水が今、地下100メートルを流れているかもしれません。結論、生駒市や郡山市に井戸があるように、奈良盆地の東西に水道企業団としての大きな井戸を掘りましょうよ。10年後の奈良県の水道企業団の住民の方々の飲料水の70%は井戸水で賄われている。こういう状態をつくれるのが、広域になった水道企業団であることなんです。だからこそ、できることだと考えます。以上でございます。

最後に、危機感の共有でございます。津風呂ダムができて既に60年以上経ちます。特に研究者でもない、近くの多くの住民が経験から言われています。ここまで減ったら、通常の水位に戻るのには、5年程度は最低かかるでと。そうしますと、奈良県では2031年に国民スポーツ大会が計画されておりますけども、吉野町にはカヌー場がありますが、私自身は、そのカヌー競技に対して手を挙げてほんまに大丈夫かいなど、心配している議員の一人でございます。

最後に2分ほどありますので、ご了承いただきまして、私は、ダムの様子の視察に続きまして、別の日に、下淵の水の頭首工、取り入れ口ですね、までの吉野川に直接流入する吉野町、大淀町、下市町のいわゆる吉野川の支流をすべて見てきました。今のままでは、その支流の方々は田植えできません。水が明らかにあるのは、高見川ぐらいです。大淀町や吉野町の吉野川を見るだけでは、まだ水があるように見えます。それは津風呂ダムや大滝ダムから放流があるからです。ぜひ、議員の先生方、大滝ダム、大迫ダムを実際に見ていただき、危機感を共有していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

---

○議長（南満） 通告のあった質問は、以上となります。

お諮りいたします。

これで質問を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（南満） ご異議がないものと認め、質問を終結いたします。

---

○議長（南満） 次に、企業長提出議案の審議に入ります。

日程第5 令和7年度議案

議第40号 奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

及び

日程第6 令和8年度議案

議第1号 令和8年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算

について、奈良県広域水道企業団議会会議規則第34条に基づき、一括議題といたします。

企業長に提案理由の説明を求めます。

○企業長（山下真）（登壇） 令和7年度議案第40号及び令和8年度議案第1号について

てご説明いたします。

まず、議第40号は、令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算案でございます。これは、国の補正予算を活用し、広域化施設の整備、経年施設の更新整備を推進するため、増額補正を行うものでございます。これによりまして、補正後の令和7年度予算における資本的収支の合算額は、6億3,900万円増の58億4,900万円余り、資本的支出が30億8,400万円増の274億6,400万円余りとなり、差し引きで216億1,500万円余りの収支不足が見込まれますが、この不足額につきましては内部留保資金などで補填することとしております。

次に、令和8年度議案第1号についてご説明いたします。議第1号は令和8年度の奈良県広域水道企業団水道事業会計予算案でございます。本予算案は奈良県広域水道企業団基本計画に定める財政運営や施設整備等の基本方針に沿って編成を行いました。

令和8年度の業務量といたしましては、給水戸数は38万戸余り、年間給水量は1億立方メートル余りを予定するとともに、主な建設改良事業といたしまして、広域化施設の整備に39億2,600万円余り、経年施設の更新整備として87億2,800万円余りを予定しております。この結果、収益的収支及び支出といたしまして、事業収益255億700万円余りに対し、事業費用が254億1,000万円余りとなり、差し引きますと9,600万円余りの黒字となっております。

また、資本的収支及び支出といたしまして、資本的収入が38億1,200万円余り、資本的支出が196億2,400万円余り、差し引きで158億1,200万円余りの収支不足が見込まれますが、この不足額につきましては内部留保資金などで補填することとしております。

どうぞよろしくご審議いただき、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

---

○議長（南満） 質疑通告が2件ございますので、お手元に配付しております質疑通告一覧表に従って、発言を許します。

なお、1回目の質疑は演壇で、再質疑は自席からご発言をお願いいたします。

議会運営に関する申し合わせ事項により、質疑者の発言時間は15分以内、答弁を合わせて概ね30分以内としていただくようお願いいたします。

また、議事の進行を円滑にするため、質疑者、答弁者におかれましては、簡潔にご発言をいただくようお願いいたします。

質疑の順番は、議会運営に関する申し合わせ事項により、議席番号順といたします。

それでは、初めに、4番戸谷仁史議員の質疑を許します。——4番戸谷議員。

○4番（戸谷仁史）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、令和8年度議第1号について質疑をさせていただきます。

第5条、建設改良費において、複数の施設の建設改良費が計上されている市町村もあれば、大和高田市のように、一つも計上されていないところもあります。このことを踏まえて、施設改良事業費において、どのような選定基準で行われているのでしょうか。

壇上の質問は、以上です。よろしく申し上げます。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆）（登壇） 4番戸谷議員のご質問にお答えいたします。

施設改良事業費の選定についてでございます。第5条建設改良費につきましては、複数年にまたがる事業を計上しております。継続費の選定につきましては、その事業規模、事業工程などにより判断させていただいております。なお、単年度で実施できる事業につきましては、第4条第1款第1項の建設改良費に予算計上しているところでございます。

以上でございます。ご質問ありがとうございます。

○議長（南満） 4番戸谷議員。

○4番（戸谷仁史） 了解いたしました。

では、他の市町村と同様に、大和高田市においても水道管老朽化が問題となっております。第2条（6）イ（ア）において計上されている管路の更新・耐震化について、70億2,832万4,000円の予算は、市町村に対してどのように割り振られるのでしょうか。その考え方についてお示してください。

○議長（南満） 能登事業部長。

○事業部長（能登隆） 予算の割り振りということでございます。

管路更新、それから耐震化につきましては、奈良県広域水道企業団基本計画に基づいて、市町村ごとの予算を合計して計上しているところでございます。令和8年度予算につきましては、事業ごとに、人件費の高騰、事業の進捗状況、施設の老朽化等を考慮して、所要額を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（南満） 4番戸谷議員。

○4番（戸谷仁史） 各市町村の必要な、老朽化が特に進んでいる部分は、しっかりと各市町村から要求されたものを分配していただいているというふうに聞かせていただいて安心いたしました。

ただ、今回のことは、各市町村でどういうふうに割り振られるのかが非常に見えにくい形になっておりますので、来年度以降、予算案を出されるときに、各市町村ごとでどういうふうにやっていくのかというのが見える形で、お示ししていただけたらと思いますので、それを要望とさせていただきます。

以上です。

---

○議長（南満） 次に、5番沢田洋子議員の質疑を許します。——5番沢田議員。

○5番（沢田洋子）（登壇） 議長の許可をいただきましたので、5番沢田洋子が質疑をさせていただきます。

議第1号、令和8年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算の職員の採用についてお伺いいたします。

令和7年度の採用は、行政職が17名の応募に対して2名の採用、機械職は1名の応募者が採用され、土木職は2名の応募に対して採用がゼロ、電気職、建築職に関しては応募がなかったとお聞きをしています。

現在、構成団体から派遣されている職員は、一定、身分移管の方針を検討はされていますが、いずれ戻ってもらうという前提での人事計画が行われていると思います。職員の採用が計画どおりいかなかった場合、人事の計画に無理が生じると思います。

今回、募集活動や採用活動の実施について説明がありましたが、どのような工夫をされるのかお伺いいたします。

以上で、壇上での質疑とさせていただきます。

○議長（南満） 山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 令和7年度は、今後企業団として本格的な募集を行うに当たり、有効な採用広報を検証するため、企業団ホームページへの掲載、ハローワークでの募集を行いました。募集職種は行政職、総合土木、機械、建築及び電気の5職種でございまして、応募者数は行政職17名、総合土木職2名、機械職1名でありまして、議員ご指摘のとおり、建築職及び電気職については応募がございませんでした。

この状況を踏まえまして、今回の採用方法について検証の結果、企業団の認知度向上が課題と認識したところでございます。このため、来年度の採用に向けましては、本年1月、奈良県庁が実施する業務説明会に出展し、企業団のPRを行うとともに、奈良県の広報誌県民だより奈良の令和8年2月号で、企業団の採用特集ページを掲載したところでございます。これは、私のほうが直接指示をして行ったものでございます。

令和8年度につきましては、応募者数を増やすため、新たに採用パンフレットの作成、就職情報サイトへの掲載、大学・高校訪問、民間が主催する企業説明会への参加など、より幅広い採用広報に取り組む予定でありまして、このための所要の予算額を案として計上したところでございます。

このような取り組みを通じまして、今後企業団の業務内容や魅力をより幅広く発信し、認知度向上を図ることにより、必要な人材を安定的に確保できるよう努めてまいります。

ありがとうございました。

○議長（南満） 5番沢田議員。

○5番（沢田洋子） ご答弁ありがとうございます。

7年度とは一定角度を変えて、また、方法も種類も増やしていただいて、募集をしていただくということですが、水道分野におきましては、専門技術が必要ですが、技術職の採用については、全国的にも深刻な人手不足に陥っています。大和高田市でも人材の確保、また、技術継承や業務負担が大きな課題となっていました。これは、各自自治体でも同様な課題を抱えていたと思います。広域化し、連携することで、人材が増え、技術職の確保もスムーズにできるという点は、広域化のメリットの一つとして説明を受けてまいりました。しかし、職員の確保については不透明な部分が多く、これではベテランのノウハウを生かした育成の仕組み、また、技術の継承へとつながっていくのかと心配に思うところでございます。

現在の技術職員として従事されている職員の状況はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 概数でございますが、市町村の技術職員として100人に満たないくらいかなと思っております。企業団の全職員としては350人程度いますので、それで割合を推知いただけたらと思います。

○議長（南満） 5番沢田議員。

○5番（沢田洋子） ありがとうございます。

職員の確保が遅れることで、技術力の低下へとつながってまいります。十分に研究していただきまして、職員の確保に努めていただきたいと強く要望して、質疑を終わらせていただきます。

---

○議長（南満） 通告のあった質疑は、以上となります。

お諮りいたします。

これで質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（南満） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

---

○議長（南満） 討論及び採決は、議案ごとに行います。

これより、令和7年度議案議第40号 令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

討論の通告はございませんでしたが、質疑の内容を踏まえて、討論のある議員はおられますか。

（「なし」の声起こる）

○議長（南満） ないようですので、討論を終わります。

それでは、これより採決に入ります。

採決は、会議規則第57条第1項に基づき、起立による採決で行います。

令和7年度議案議第40号 令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（南満） 起立総数であります。

着席お願いいたします。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（南満） 次に、令和8年度議案議第1号 令和8年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算の討論に入ります。

討論の通告はございませんでしたが、質疑の状況を踏まえて、討論のある議員はおられますか。

（「なし」の声起こる）

○議長（南満） ないようですので、討論を終わります。

それでは、これより採決に入ります。

採決は、会議規則第57条第1項に基づき、起立による採決で行います。

令和8年度議案議第1号 令和8年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（南満） 起立総数であります。

ご着席お願いいたします。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（南満） 次に、

日程第7 議第41号 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

企業長に提案理由の説明を求めます。山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 議第41号についてご説明いたします。

議第41号は、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、広域水道企業団が給水事業または用水供給を行っている区域内で災害が発生した場合などに、当企業団以外の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が宅内配水管工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（南満） この場合、質疑通告はございませんでした。

お諮りいたします。

これで質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（南満） ないようですので、本議案に関する質疑を終結いたします。

それでは、これより採決に入ります。

採決は、会議規則第57条第1項に基づき、起立による採決で行います。

議第41号 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（南満） 起立総数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（南満） 次に、

日程第8 議第42号 奈良県広域水道企業団公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

企業長に提案理由の説明を求めます。山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 議第42号についてご説明いたします。

議第42号は、奈良県広域水道企業団公平委員会委員3名の選任について同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（南満） この場合、質疑通告はございませんでした。

お諮りいたします。

これで質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） 質問したいことがあるんですけども、質疑よろしいですか。

○議長（南満） 結構です。30番新澤議員。

○30番（新澤良文）（登壇） 新澤でございます。

公平委員会委員の選任ということは、この議会にとっても、大変重要な意味がございます。どういう経緯で選ばれたのか、何をしていたらいい方なのかということも一切わからずに、この方々が公平かどうかということは判断いたしかねますので、どういう経緯で選ばれたのか、また、この3名の方がどういう人物なのかということ、申し訳ないですけども、ご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（南満） 岡田事務局長。

○事務局長（岡田伸一郎） 公平委員会選任の関係について、質問があるということで認識しております。

3名、これは地方公務員法で3名と定められていますので、所定の3名を今回提案させていただきます。まず、この公平委員会の企業団における役割を申し上げますと、普通の調査監視とかする公平委員会と違いまして、地方公営企業におきます公平委員会の役割としましては、基本的に企業団の職員を退職した方が、いわゆるいろんな働きかけ、これをしないがためにですね、当然企業団の事務局としては管理はしていくんですが、それについて調査監視で適切と思わない点を審査する機能、これを持たせることのみをもって公平委員会を設置することと制度上なっております。

この観点に基づきまして、3名の考え方でございますが、市町村さん、他府県の人事委員会等の人選の考え方に基づきまして、学識経験者、法律的な知識が要りますので弁護士出身の方、あとは行政的なところがありますので行政経験者ということで、この3つの分野から選任を考えたところでございます。

具体的に言いますと、一番上の上崎様につきましては、県内の市役所における人事関係の委員会委員でいらっしゃるということで、委員長の経歴もあるということで聞いております。

真ん中の石黒氏については、弁護士ということで、奈良県とか企業団におきまして、いろいろな法律相談をさせていただいていまして、企業団の業務について熟知しておられる経緯から、入れさせていただいております。

一番下、江畑氏につきましては、行政経験者ということで、県の職員を退職後、市町村の人事関係の部署にも在籍されたということで、人事行政の関係で識見を有しておられることから、今回提案させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（南満） 30番新澤議員。

○30番（新澤良文） ご丁寧にありがとうございます。そういう形で、人事についてはどういった方かということをご説明いただかないと、名前と住所だけだったらよくわからないので、今後ともこの人事案件については、そういう形でご説明いただきますように、強く要望をさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（南満） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南満） 再度お諮りいたします。

これで質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（南満） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はございませんでしたが、討論がある議員はおられますか。

（「なし」の声起こる）

○議長（南満） ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、これより採決に入ります。

採決は、会議規則第57条第1項に基づき、起立による採決で行います。

議第42号 奈良県広域水道企業団公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（南満） 起立総数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（南満） 次に、

日程第9 報第8号 放棄した債権の報告について  
を議題といたします。

企業長に提案理由の説明を求めます。山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 報第8号についてご説明いたします。

報第8号は、企業団が有する水道料金等の債権のうち、時効期限の到来等により徴収困難となった債権2億8,600万円余りについて放棄した旨、奈良県広域水道企業団債権管理条例第16条第2項に基づき報告するものでございます。

どうぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（南満） この場合、質疑通告はございませんでした。

お諮りいたします。

これで質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（南満） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

---

○議長（南満） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案は、すべて議了いたしました。

---

○議長（南満） 令和8年2月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

上程されました諸議案はすべて議了し、ここに閉会の運びとなりました。心から感謝を申し上げます。

また、企業長をはじめ、理事者各位には、企業団議員が構成団体内の住民の皆様の代表であることを十分に認識していただき、質疑、質問において述べられました議員の意見等については、今後の企業団の事業費の執行に反映されますことを望むものであり

ます。

また、議員、理事者の皆様にはご多用と存じますが、時節柄、健康に十分留意いただき、事業運営にご活躍いただくことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ここで、企業長から閉会の挨拶がありますので、これを受けます。山下企業長。

○企業長（山下真）（登壇） 定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案いたしました各議案については、熱心にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認をいただきました。誠にありがとうございます。本議会で頂きましたご意見等につきましては、今後の企業団運営に反映するよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも企業団運営のため、より一層のご支援、ご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

○議長（南満） これをもって、奈良県広域水道企業団議会令和8年2月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

○午後4時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

奈良県広域水道企業団議会

議会議長 南 満

署名議員 橋 本 宏 淳

署名議員 木 下 充 啓

署名議員 亀 井 雅 之